

過疎地域持続的発展計画書（本文等）新旧対照表

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
<p>産業においては、本市の主要産業である農業、漁業、サービス業のうち、特に農業、漁業をはじめとした第1次産業の比率は、<u>令和2年で17.9%</u>（県内平均の<u>約2.6倍</u>）と高い数値になっている。平成27年の農家数は2,420戸であったが、令和2年には2,079戸に減少している。<u>物価高騰による生産コストが上昇する中で、主要農畜産物の販売額は横ばいで推移しているものの、高齢化・後継者不足の影響による労働力不足により、今後も農業就業人口の減少が予想される。</u></p> <p>本市は、対馬暖流と多くの島しょや複雑な海岸地形がもたらす潮流の影響により、九州でも屈指の好漁場が形成され、一本釣り漁業のほか、刺網、定置網、採介藻漁業、養殖業など多種多様な経営体があり、また、大中型まき網漁業の基地も備えている。<u>平成30年の漁業就業者数は1,355人</u>であったが、<u>令和5年には1,117人</u>に減少しており、高齢化・後継者不足に加え、魚価の低迷、資材や燃油の高騰など水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。</p> <p><u>観光においては、美しい自然景観や歴史など、豊富な観光資源が形成されており、長崎県内でも有数の観光地の一つとなっている。</u><u>令和6年の観光客数は約136万人</u>であり、コロナ禍前は170万人台を記録していた。コロナ禍以降は、県や市による宿泊キャンペーンなどの施策により一時的に約161万人まで回復したものの、団体旅行者の減少などの影響を受けて、再び減少傾向に転じている。</p>	<p>産業においては、本市の主要産業である農業、漁業、サービス業のうち、特に農業、漁業をはじめとした第1次産業の比率は、<u>平成27年で19.7%</u>（県内平均の<u>約2.7倍</u>）と高い数値になっている。平成27年の農家数は2,420戸であったが、令和2年には2,079戸に減少している。<u>米価の下落により、水稻を中心とした農業経営からの転換が求められる中で、主要農畜産物の販売額は横ばいで推移しているものの、高齢化・後継者不足の影響により、今後も農業就業人口の減少が予想される。</u></p> <p>本市は、対馬暖流と多くの島しょや複雑な海岸地形がもたらす潮流の影響により、九州でも屈指の好漁場が形成され、一本釣り漁業のほか、刺網、定置網、採介藻漁業、養殖業など多種多様な経営体があり、また、大中型まき網漁業の基地も備えている。<u>平成25年の漁業就業者数は1,627人</u>であったが、<u>平成30年には1,355人</u>に減少しており、高齢化・後継者不足に加え、魚価の低迷、資材や燃油の高騰など水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。</p> <p><u>観光では、美しい自然景観や歴史など豊富な観光資源が形成されており、長崎県内でも有数の観光地の一つとなっている。</u><u>近年の観光客数は170万人台で推移しているもの、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、約130万人台と減少している。</u></p>	1

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
<p>令和 2 年の国勢調査による本市の人口は <u>29,365 人、12,009 世帯</u> となっている。</p> <p>人口をみると平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間に 2,985 人 (8.5%) の減少、平成 27 年から令和 2 年までに <u>2,555 人 (8.7%)</u> の減少となっている。</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、人口は 1950 年をピークに、2040 年には 17,875 人まで減少することが見込まれている。また、高齢化は、国より早いスピードで進んでおり、<u>生産年齢人口についても、2040 年頃には全体の 5 割を切ることが見込まれている。</u></p>	<p>令和 2 年の国勢調査 (<u>※令和 3 年 6 月速報値</u>) による本市の人口は <u>29,375 人、世帯数 11,973 世帯</u> となっている。</p> <p>人口をみると平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間に 2,985 人 (8.5%) の減少、平成 27 年から令和 2 年までに <u>2,545 人 (8.0%)</u> の減少となっている。</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、人口は 1950 年をピークに、2040 年には 17,875 人まで減少することが見込まれている。また、高齢化は、国より早いスピードで進んでおり、<u>老齢人口は、国が 2040 年にピークを迎えるのに対し、本市は 2020 年頃がピークと予想されている。</u></p> <p>また、生産年齢人口も 2040 年頃には全体の 5 割を切ることが見込まれている。</p>	2
<p>表 1-1 (1) 人口の推移（国勢調査） ※表は別紙 1 のとおり</p> <p>表 1-1 (2) 人口の見通し ※表は別紙 2 のとおり</p>	<p>表 1-1 (1) 人口の推移（国勢調査） ※表は別紙 1 のとおり</p> <p>表 1-1 (2) 人口の見通し ※表は別紙 2 のとおり</p>	2
<p>本市における就業者人口の推移をみると、<u>令和 2 年</u>における 15 歳以上の人口 <u>25,929 人</u> のうち就業者数は <u>13,932 人</u> で、その就業者比率 (15 歳以上の人口中に占める割合) は <u>53.7%</u> である。<u>平成 27 年</u>の状況と比べてみると、15 歳以上の人口は <u>28,200 人</u> で、うち就業者は <u>15,031 人</u>、就業者比率 <u>53.3%</u> と、<u>人口の減少に対し、就業人口は横ばいとなっている。</u></p> <p>また、就業者の産業 3 部門別割合をみると、<u>令和 2 年</u>における第 1 次産業は <u>17.9%</u>、第 2 次産業は <u>19.2%</u>、第 3 次産業は <u>62.9%</u> で、全国平均 (それぞれ <u>3.5%、23.7%、72.8%</u>)、長崎県平均 (それぞれ <u>6.8%、19.5%、73.7%</u>) と比べ第 1 次産業の割合が非常に高い。しかしながら、第一</p>	<p>本市における就業者人口の推移をみると、<u>平成 27 年</u>における 15 歳以上の人口 <u>28,200 人</u> のうち就業者数は <u>15,031 人</u> で、その就業者比率 (15 歳以上の人口中に占める割合) は <u>53.3%</u> である。<u>平成 12 年</u>の状況と比べてみると、15 歳以上の人口は <u>34,390 人</u> で、うち就業者は <u>19,200 人</u>、就業者比率 <u>55.8%</u> と、<u>人口の減少に伴い、就業者人口においても減少傾向が進んでいる。</u></p> <p>また、就業者の産業 3 部門別割合をみると、<u>平成 27 年</u>における第 1 次産業は <u>20.0%</u>、第 2 次産業は <u>18.3%</u>、第 3 次産業は <u>61.7%</u> で、全国平均 (それぞれ <u>4.0%、25.0%、71.0%</u>)、長崎県平均 (それぞれ <u>7.7%、20.1%、72.2%</u>) と比べ第 1 次産</p>	3

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
次産業の就業者数に <u>においては</u> 減少傾向が進んでいる。	業の割合が非常に高い。しかしながら、第一次産業の就業者数に <u>においても</u> 減少傾向が進んでいる。	
本市は、さまざまな課題に直面しているが、なかでも人口減少の進行速度は顕著であり、産業の衰退や地域コミュニティの <u>希薄化</u> など、深刻な影響が危惧されることから、人口減少対策である「平戸市総合戦略」に基づき、持続可能な地域社会を確立していくための取組みを展開している。	本市は、さまざまな課題に直面しているが、なかでも人口減少の進行速度は顕著であり、産業の衰退や地域コミュニティの <u>崩壊</u> など、深刻な影響が危惧されることから、人口減少対策である「平戸市総合戦略」に基づき、持続可能な地域社会を確立していくための取組みを展開している。	4
一方、地方公共団体の健全性を示す健全化判断比率は、これまでの計画的な市債の繰上償還等により良好な状況を保っているが、 <u>進行する人口減少や少子高齢化対策をはじめとする社会保障費の増大、物価高騰や人件費の急激な上昇、普通交付税の減少など多くの課題により財政指標の悪化が懸念されることから、行財政改革の推進は今後も必要不可欠である。</u>	一方、地方公共団体の健全性を示す健全化判断比率は、これまでの計画的な市債の繰上償還等により良好な状況を保っているが、 <u>合併市町村の特例措置の終了や、人口減少に伴う税収・普通交付税の減少により財政指標が悪化することが懸念されることから、行財政改革の推進は今後も必要不可欠である。</u>	4
表1-2(1) 財政の状況 ※表は別紙3のとおり	表1-2(1) 財政の状況 ※表は別紙3のとおり	4
表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 ※表は別紙4のとおり	表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 ※表は別紙4のとおり	5
<u>過疎法におけるSDGs（持続可能な開発目標）で示されている持続可能性・多様性・包摂性等の考え方も踏まえた持続的発展という理念のもと、長崎県の「過疎地域持続的発展方針」においては、人口密度の高い都市部から地方への関心が高まっていく中、過疎地域が、都市と連携しながら、豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場としての役割を果たせるよう「地域の持続的発展に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及</u>	新たな過疎法において、持続的発展という新たな理念が盛り込まれたことを受け、長崎県の「過疎地域持続的発展方針」においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、都市から地方への流れが生まれている中、過疎地域が都市と連携しながら、「過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を目指す」としている。	5

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
<u>び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」の実現を目指すとしている。</u>		
本市においては、農林水産業、観光・物産関連産業などの地場産業が雇用を支えているが、求職者側と求人側との労働条件によるミスマッチ等が生じており、業種によっては慢性的な人手不足が生じていることから、多様な就業機会を創出し、市内への人口定着を図るため、企業誘致に取り組むとともに、企業立地の受け皿となる工業団地 <u>を新たに整備する。</u>	本市においては、農林水産業、観光・物産関連産業などの地場産業が雇用を支えているが、求職者側と求人側との労働条件によるミスマッチ等が生じており、業種によっては慢性的な人手不足が生じていることから、多様な就業機会を創出し、市内への人口定着を図るため、企業誘致に取り組むとともに、企業立地の受け皿となる工業団地の更なる整備を検討する。	6
<u>林業については、持続可能な森林経営を実現するため、施業集約化の促進、境界の明確化、路網の整備、また、スマート林業の導入による効率的な施業の推進を図る。また、豊富な森林資源を活用した、木質バイオマスエネルギーの導入による循環型社会の構築の検討を進める。</u>	林業については、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備などを推進するとともに、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくりを検討する。	6
削除	5. 情報通信産業 <u>情報通信産業は、他と異なり条件不利地域においても環境整備が整っていれば進出可能な業種である。本市においては、光ファイバーによるインフラ整備が完了していることから、情報通信事業者の誘致や立地の推進を行うとともに、多様なライフスタイルや雇用形態などの社会環境の変化に対応した取組みを推進する。</u>	6
5. 商 業	6. 商 業	7
6. 観 光 <u>訪日外国人旅行者や個人旅行者の誘致に向けて、「アルベルゴ・ディフーゾタウン」、「アドベンチャーツーリズム」、「ガストロノミーツーリズム」など、地域資源を活かした特色ある観光事業を展開する。</u>	7. 観 光 <u>これまで、多様な観光ニーズに対応するための組織づくりに取り組み、観光庁の地域DMOに平戸観光協会が登録された。今後は、観光協会を中心に独創的な観光施策を推進し、交流人口の拡大を図る。</u>	7

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
<u>また、令和6年3月には、地域DMOである平戸観光協会が第2期事業計画を策定し、「地域の魅力創出」「観光DXの推進」「受入体制の整備」などを柱とした新たな観光戦略に取り組み、観光客数及び観光消費額等の増加を図る。</u>	<u>また、本市のシンボルである「平戸城」や「平戸城 CASTLESTAY 懐柔櫓（城泊）」をはじめ、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」等、本市にある多くの魅力ある観光資源を活用し、観光客でにぎわうまちづくりを推進する。</u>	
<u>7. 道路・交通</u>	<u>8. 道路・交通</u>	7
<u>8. 生活環境</u>	<u>9. 生活環境</u>	7
<u>さらに、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道事業の経営の効率化・運営基盤の強化を図るとともに、老朽化した管路や水道施設の計画的な更新及び耐震化に努める。</u>	<u>さらに、安全・安心な水道水を安定的に供給するため、施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、老朽化に伴う水道施設の更新については耐震性を確保しながら計画的に整備する。</u>	7
<u>9. 福祉</u> <p>本市の高齢化率は、<u>令和7年</u>3月末現在において<u>42%</u>を超え、今後も少子高齢化、人口減少は進行していくものと予測される。</p>	<u>10. 福祉</u> <p>本市の高齢化率は、<u>令和3年</u>3月末現在において<u>40%</u>を超え、今後も少子高齢化、人口減少は進行していくものと予測される。</p>	7
<u>10. 集落整備</u> <p>本市の集落は、<u>人口減少や少子化、高齢化に加え、個人の価値観の多様化に伴う地域コミュニティの希薄化による互助機能の低下、担い手不足による伝統文化の衰退など地域ごとに様々な課題を抱えており、これまでの行政主導で行ってきたまちづくりの手法では、個々のニーズに対応することが難しくなっている。</u></p>	<u>11. 集落整備</u> <p>本市の集落は、<u>少子高齢化や都市部への人口流出により、地域コミュニティの希薄化、農地などの自然環境の荒廃、地域文化の衰退など様々な課題を抱えており、個人の価値観の多様化や高度化も相まって、これまでの行政主導で行ってきたまちづくりには限界が生じている。</u></p>	8
<u>このため、本市では平成25年度から市内全域を対象に小学校区域を基本単位とした「まちづくり運営協議会（地域運営組織）」を設置し、協働によるまちづくりを推進している。今後は、協議会が中心となつた地域課題の解決に向けた取組みを支援し、持続可能な地域運営の実現を図る。</u>	<u>このため、本市では平成25年度から市内全域を対象に小学校区域を基本単位とした「まちづくり運営協議会」の設置によるまちづくりを推進しており、今後は協議会が中心となった地域課題の解決に向けた取組みを支援し、持続可能な地域社会の実現を図る。</u>	
<u>11. 予防保健</u>	<u>12. 予防保健</u>	8

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
子ども・子育て支援については、 <u>こども家庭センター</u> を中心に、妊娠期から子育て期まで、 <u>対象者に</u> 寄り添う体制の整備に努める。	子ども・子育て支援については、 <u>子育て世代包括支援センター</u> を中心に、妊娠期から子育て期まで、 <u>切れ目のない対象者に</u> 寄り添う体制の整備に努める。	8
感染症対策については、 <u>感染症による死亡者数や重症者数を可能な限り抑制するとともに、</u> まん延防止を図るため、県と連携した感染予防に努める。	感染症対策については、 <u>感染症による死亡者や重症者をできる限り減らし、</u> まん延防止を図るため、県と連携した感染予防に努める。	8
<u>12. 医療</u>	<u>13. 医療</u>	8
<u>13. 教育</u>	<u>14. 教育</u>	9
<u>14. 文化・交流</u>	<u>15. 文化</u>	9
<u>15. 再生可能エネルギー</u> <u>地球規模での気候変動の影響はすでに顕在化しており、今後、地球温暖化の進行に伴う未曾有の猛暑、豪雨等異常気象による災害リスクがさらに高まることが懸念されている。</u> このような中、本市では、 <u>CO₂削減に取り組む決意を示すため、令和2年4月に「ゼロカーボンシティひらど」を表明し、</u> 再生可能エネルギーの導入促進や節電などの省エネルギー対策に市民と一緒にとなって取り組んでおり、 <u>太陽光発電や未利用の再生可能エネルギー源を最大限活用したエネルギーの地産地消、</u> 再生可能エネルギーの活用による産業・雇用の創出や人材育成を図り、持続可能な地域社会づくりを推進し、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティひらど」の実現を目指す。	<u>16. 再生可能エネルギー</u> <u>地球規模での温暖化による異常気象により、これまで経験したことがない豪雨や台風等による甚大な被害が多発している。</u> このような中、本市では、 <u>地球温暖化対策への意識の向上を図るとともに、</u> 再生可能エネルギーの導入促進や節電などの省エネルギー対策に市民と一緒にとなって取り組んでおり、 <u>新たに創出されるエネルギーの地産地消、</u> 再生可能エネルギーの活用による産業・雇用の創出や人材育成を図り、持続可能な地域社会づくりを推進し、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティひらど」の実現を目指す。	9
<u>16. 他市町との広域的な連携</u>	<u>17. 他市町との広域的な連携</u>	9

変更後			変更前（現計画）			変更後 計画の 頁	
基本目標1 移住・定住の促進			基本目標1 移住・定住の促進			9	
数値目標	基準値	R12 目標値	数値目標	基準値	R7 目標値		
社会増減数	△182人/年	△103人/年	社会増減数	△223人/年	△153人/年		
市外からの移住世帯数	55世帯/年	60世帯/年	市外からの移住世帯数	63世帯/年	50世帯/年		
基本目標2 雇用の促進			基本目標2 雇用の促進				
数値目標	基準値	R12 目標値	数値目標	基準値	R7 目標値		
市内事業所の従業者数	6,224人/年	6,230人/年	市内事業所の従業者数	6,191人/年	6,191人/年		
基本目標3 産業の振興			基本目標3 産業の振興			10	
数値目標	基準値	R12 目標値	数値目標	基準値	R7 目標値		
主要農林畜産物販売額	47.6億円/年	55億円/年	主要農林畜産物販売額	53.7億円/年	55.4億円/年		
水産物販売事業総取扱高	54.5億円/年	55億円/年	水産物販売事業総取扱高	60.0億円/年	60.0億円/年		
観光消費額	93.3億円/年	115億円/年	観光消費額	104億円/年	122億円/年		
基本目標4 子育て支援			基本目標4 子育て支援				
数値目標	基準値	R12 目標値	数値目標	基準値	R7 目標値		
合計特殊出生率	1.67	2.40	合計特殊出生率	2.40	2.40		
20歳から49歳までの社会増減数	△91人/年	△57人/年	20歳から49歳までの社会増減数	△129人/年	△87人/年		
この過疎地域持続的発展計画の期間は、 <u>令和8年</u> 4月1日から <u>令和13年</u> 3月31日 までの5か年間とする。			この過疎地域持続的発展計画の期間は、 <u>令和3年</u> 4月1日から <u>令和8年</u> 3月31日 までの5か年間とする。			10	

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
本計画では、現状や課題に関する基本認識、「平戸市公共施設適正化基本方針」を踏まえ、次の <u>3つ</u> の公共施設マネジメントの基本方針を定めた。	本計画では、現状や課題に関する基本認識、「平戸市公共施設適正化基本方針」を踏まえ、次の <u>3つ</u> の公共施設マネジメントの基本方針を定めた。	10
○老朽化したインフラ資産が、利用者や第三者に対して与える被害（第三者被害）を防ぐため、定期的な点検等により、 <u>異常</u> の早期発見・適切な補修を行い、安全・安心なまちづくりに努める。	○老朽化したインフラ資産が、利用者や第三者に対して与える被害（第三者被害）を防ぐため、定期的な点検等により、 <u>異状</u> の早期発見・適切な補修を行い、安全・安心なまちづくりに努める。	11
公共施設整備状況 (<u>令和7年</u> 4月1日現在) ※表は別紙5のとおり	公共施設整備状況 (<u>令和3年</u> 4月1日現在) ※表は別紙5のとおり	12
地域間交流については、各種イベントの開催を通じた取組みを実施してきたところであり、今後も更なる <u>関係人口</u> の拡大に向け継続して取り組む必要がある。	地域間交流については、各種イベントの開催を通じた取組みを実施してきたところであり、今後も更なる <u>交流人口</u> の拡大に向け継続して取り組む必要がある。	13
本市への移住・定住を促進するため、移住希望者に対する効果的な情報発信やワンストップによる相談体制など、きめ細やかなサービスの提供に努める。また、県や西九州させぼ広域都市圏と連携しながら、移住希望者とのマッチング機会を充実させるとともに、 <u>お試し住宅による定住体験の充実を図る。</u> 移住者のみならず市民も対象とした定住対策として、引き続き、空き家の利活用と再生を目的とした <u>空き家バンクへの登録・活用の推進</u> を継続する。 また、本市の持つ魅力ある地域資源を効果的に情報発信するとともに、近隣市町との広域的な連携を図りながら、更なる <u>関係人口</u> の拡大に努める。	本市への移住・定住を促進するため、移住希望者に対する効果的な情報発信やワンストップによる相談体制など、きめ細やかなサービスの提供に努める。また、県や西九州させぼ広域都市圏と連携しながら、移住希望者とのマッチング機会を充実させるとともに、 <u>お試し住宅については定住体験のほか、ワーケーションの場としての活用も図る。</u> 移住者のみならず市民も対象とした定住対策として、引き続き、空き家の利活用と再生を目的とした <u>空き家バンクへの登録・活用の推進や住宅取得に対する支援</u> を継続する。 また、本市の持つ魅力ある地域資源を効果的に情報発信するとともに、近隣市町との広域的な連携を図りながら、更なる <u>交流人口</u> の拡大に努める。	13

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
さらに、地域おこし協力隊や <u>地域活性化起業人等</u> の制度の活用により、都市部で培った専門性の高い知識を本市で活かす取組みを推進する。	さらに、地域おこし協力隊や <u>地域プロジェクトマネージャー</u> 等の制度の活用により、都市部で培った専門性の高い知識を本市で活かす取組みを推進する。	13
第3節 計画 事業計画（令和8年度～令和12年度） ※表は別紙6のとおり	第3節 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度） ※表は別紙6のとおり	14
近年、子牛の販売価格は、 <u>牛肉価格の落ち込みに伴う枝肉価格の低迷により肥育生産者の経営は不安定であるため安値</u> で推移している。このような中、補助事業を活用した牛舎整備による大規模経営への転換を進めているが、牛舎等の建設費や飼料等の高騰が課題となっている。 また、肥育農家においては、 <u>枝肉価格の低迷による経営悪化が</u> 規模拡大に支障をきたしている。	近年、子牛の販売価格は、 <u>枝肉価格の上昇</u> により肥育生産者の導入意欲が強い傾向にあるため高値で推移している。このような中、補助事業を活用した牛舎整備による大規模経営への転換を進めているが、子牛の増頭及び更新の経費負担が膨らみ、併せて牛舎等の建設費や飼料等の高騰が課題となっている。 また、肥育農家においては、 <u>子牛価格の高値安定により肥育素牛の導入経費の負担が大きいため、</u> 規模拡大に支障をきたしている。	15
本市の人工林の多くは <u>収穫期を迎えており、持続可能な森林経営を目指した「森林経営計画」の策定と確実な実行によって搬出間伐や主伐に取り組むことが求められている。しかし、木材価格の低迷や施業コストの高騰による林業経営の悪化により、森林所有者の経営意欲の減退と担い手の減少を招き、管理不十分な森林が増加しており、森林の有する多面的機能の低下が危惧されているほか、林地残材や広葉樹の活用等の課題が山積している。</u> また、県では県産材の普及拡大を重点目標に掲げ、地域材の販路拡大に努めており、本市においても、 <u>施業の効率化</u> のための路網整備、 <u>高性能林業機械・スマート林業の導入による生産性の向上、</u> 施業の集約	本市の人工林の多くは <u>間伐を必要とする林齢</u> であり、今後適正な森林施業が急務であるが、木材価格の低迷や整備費用の高騰による林業採算性の悪化により、森林所有者の経営意欲の減退と担い手の減少を招き、管理不十分な森林が増加しており、森林の多様な公益的機能の低下が危惧されているほか、 <u>未利用材や広葉樹の活用等</u> の課題が山積している。 また、県では県産材の普及拡大を重点目標に掲げ、地域材の販路拡大に努めており、本市においても、 <u>搬出経費削減</u> のための路網整備、 <u>高性能林業機械の利用による生産性の向上、</u> 施業の集約化をより一層推進する必要がある。 菌床しいたけは、オガ粉製造施設、ホダ	15

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
化をより一層推進する必要がある。 <u>菌床しいたけについては、ホダ木生産施設の整備により地域内一貫生産体系が確立されているが、経年劣化による施設及び設備の老朽化が進んでおり、更新や長寿命化が必要となっている。さらに、しいたけ生産にかかる資材代、燃料費等の生産コストの高騰が継続しており、しいたけ収量の安定とコスト縮減を図る必要がある。</u>	木製造施設、種菌生産施設の整備により地域内一貫生産体系が確立されたが、菌床しいたけの生産にかかる原木代、燃料費等の生産コストの縮減が進んでいないことから、その縮減を図る必要がある。	
また、 <u>U・Iターン</u> の希望者も市内における業種・職種が限られていることから、地場産業に従事するまでにつながらない場合もあり、少子高齢化の要因の一つとなっている。そこで、若年労働者、 <u>U・Iターン者</u> の雇用の場を創出するため、引き続き企業立地の受け皿となる <u>工業団地を整備する必要がある。また、オフィス系企業の受け皿となる環境も検討していく必要がある。</u>	また、 <u>U・J・Iターン</u> の希望者も市内における業種・職種が限られていることから、地場産業に従事するまでにつながらない場合もあり、少子高齢化の要因の一つとなっている。そこで、若年労働者、 <u>U・J・Iターン者</u> の雇用の場を創出するため、引き続き企業立地の受け皿となる <u>工業団地の整備について検討していく必要がある。</u>	16
削除	4. 情報通信産業 本市の情報通信産業は、事業者が少ないことから既存事業者の新たな事業展開や他産業との連携を図りながら、新たな企業誘致や立地の推進が必要である。	17
4. 商 業	5. 商 業	17
5. 観 光	6. 観 光	17
<u>インバウンド観光の回復に伴い、都市圏や京都などの主要観光地では、観光客の集中によるオーバーツーリズムといった課題が顕在化している。また、旅行形態が団体旅行から個人旅行へと移行する中、地方への観光誘導の重要性が一層高まっており、本市においても、地域独自の観光資源を活かした誘客施策の推進や、個人旅行者の受入れを見据えた二次交通対策の整備</u>	しかしながら、これまでの本市の観光は行政主導による施策が中心となっており、多様な観光ニーズに対応し、独創的な観光事業を作り出し、自ら稼ぐ魅力的な観光づくりを推進する組織づくりが必要である。 また、外国人の日本への関心は非常に高く、新型コロナウィルス感染症の影響により外国人観光客数は縮小しているものの、日本国内の各観光地においては誘客対策	17

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
<u>が必要である。</u>	<u>が進められている。本市においても、海外への情報発信をはじめ、デジタル技術の推進による受入環境体制の整備が必要である。</u>	
6. 港湾	7. 港湾	17
<u>肉用牛を中心とした畜産の安定的な発展を図るため、遺伝子情報を活用した優良雌牛群の整備や、優良繁殖雌牛及び肥育素牛の導入、牛舎等の整備による規模拡大を推進するとともに、自給飼料の増産、共同利用機械の導入などによる生産コストの削減に取り組む。</u>	<u>肉用牛を中心とした畜産の安定的な発展を図るため、優良繁殖雌牛及び肥育素牛の導入や牛舎等の整備による規模拡大を推進するとともに、自給飼料の増産、耕作放棄地等を活用した放牧地の整備、共同利用機械の導入などによる生産コストの削減に取り組む。</u>	18
<u>林業については、森林の適正な管理とともに、計画的な路網の整備により、良質な木材生産を推進する。また、新たな森林経営管理制度に基づき、林業の成長産業化と森林資源の活用を図るため、経営管理が行われていない森林について、所有者に対し森林の経営管理に関する意向調査を実施する。</u> <u>林業従事者の減少や高齢化が進んでおり、林業労働力が不足している状況にあるため、新たな労働力の確保に努め、効率的な施業を行うための高性能林業機械化やスマート林業の導入について支援する。</u> <u>菌床しいたけは、生産コストの縮減を図るために、化石燃料ボイラーカラ木質チップボイラーカラに切り替えるとともに、他分野における木質チップボイラーカラの導入普及など、木質バイオマスエネルギーの活用について官民で連携し検討していく。</u>	<u>林産物については、森林の適正な間伐の実施とともに、計画的な林道の整備により、良質な木材生産を推進する。また、新たな森林経営管理制度に基づき、林業の成長産業化と森林資源の活用を図るため、経営管理が行われていない森林について、所有者に対し森林の経営管理に関する意向調査を実施する。</u> <u>林業従事者の減少や高齢化が急速に進んでおり、貴重な労働力を最大限に活用し、効率的な施業を行うための高性能林業機械化等の整備について支援する。</u> <u>菌床しいたけは、生産コストの縮減を図るために、化石燃料ボイラーカラ木質チップボイラーカラに切り替えるとともに、他分野における木質チップボイラーカラの導入普及など、木質バイオマスエネルギーの活用について官民で連携し検討していく。</u>	18
<u>年間を通じて、平戸産品を、「知る」「味わう」「購入する」ことができるアンテナショップでの販売促進を図るとともに、地域産品の販路開拓により収益を上げ、持続的な物産事業に取り組む地域商社と連携し</u>	<u>年間を通じて、平戸産品を、「知る」「味わう」「購入する」ことができるアンテナショップとECサイトを連携していくとともに、これまで行政主導により行ってきた首都圏・都市圏における平戸産品の流通</u>	19

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
<u>た物産振興を図っていく。</u>	について、中核となって運営を行う地域商社を育成していくことで、持続可能な物産流通体制を構築する。	
削除	4. 情報通信産業 情報通信産業の企業誘致を推進するための支援体制を強化するとともに、情報関連インフラの整備に取り組む。	19
4. 商 業	5. 商 業	19
5. 観 光 多様化・個別化する観光ニーズに対応した魅力ある観光地づくりを推進するため、地域DMOである平戸観光協会を中心に観光振興に取り組む。 また、本市のシンボルである平戸城のリニューアルや日本初の常設城泊施設として整備された「平戸城CASTLE STAY 懐柔櫓」、世界文化遺産である「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、令和7年6月に国際認証を受けた「アルベルゴ・ディフーヴタウン」などを核とし、観光客の誘客を図るとともに、市内全域の活性化を推進する。 今後は、西九州自動車道の延伸により、福岡都市圏からの交通アクセスの向上に加え、西九州新幹線や西九州させぼ広域都市圏との連携による周遊・滞在型観光の推進を通じて、「選ばれる観光地・平戸」の確立を目指す。	6. 観 光 多様化・個別化する観光ニーズに対応した魅力的な観光地づくりを推進するため、令和3年3月にDMOに正式登録された平戸観光協会を中心とした観光振興を推進する。 また、本市のシンボルである平戸城のリニューアルや日本初の常設の城泊施設として整備した平戸城CASTLE STAY 懐柔櫓、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を核に、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ、地域に観光客を誘客させる取組みを推進し、本市内全域の活性化を図る。 今後は、西九州自動車道の延伸により、福岡都市圏からの交通アクセスの利便性向上に加え、西九州新幹線や西九州させぼ広域都市圏における周遊滞在型観光を推進し、観光地平戸の確立を目指す。	19.2 0
6. 港 湾	7. 港 湾	20
第3節 計画 事業計画（令和8年度～令和12年度） ※表は別紙7のとおり	第3節 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度） ※表は別紙7のとおり	20
※表は別紙8のとおり	※表は別紙8のとおり	21

変更後				変更前（現計画）				変更後 計画の 頁
※表は別紙9のとおり				※表は別紙9のとおり				23
※表は別紙10のとおり				※表は別紙10のとおり				24
1. 産業振興促進区域及び振興すべき業種				1. 産業振興促進区域及び振興すべき業種				25
産業振興 促進区域	業 種	計画期間	備考	産業振興 促進区域	業 種	計画期間	備考	
平戸市全 域	製造業、情報 サービス業 等、農林水產 物等販売業、 旅館業	令和8年4 月1日～ 令和13年3 月31日		平戸市全 域	製造業、情報 サービス業 等、農林水產 物等販売業、 旅館業	令和3年4 月1日～ 令和8年3 月31日		25
第3節 計画 事業計画（令和8年度～令和12年度）				第3節 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度）				26
道路は、産業の振興・生活文化の向上等、各方面にわたって市民生活を形成するうえで非常に重要な役割を担っているが、市内の道路については地形的に狭隘な道路・急カーブが多く、主要産業である観光業や農林水産業の振興のため、道路整備が急がれており、過疎対策事業をはじめ各種制度事業によって改良・舗装などを実施し、道路の整備を図っているが、令和7年4月1日現在、市道の改良率が43.1%と依然として低率にあり、日常交通の安全性や広域的機能の確保の面から、より一層の整備を図る必要がある。				道路は、産業の振興・生活文化の向上等、各方面にわたって市民生活を形成するうえで非常に重要な役割を担っているが、市内の道路については地形的に狭隘な道路・急カーブが多く、主要産業である観光業や農林水産業の振興のため、道路整備が急がれており、過疎対策事業をはじめ各種制度事業によって改良・舗装などを実施し、道路の整備を図っているが、令和3年4月1日現在、市道の改良率が42.9%と依然として低率にあり、日常交通の安全性や広域的機能の確保の面から、より一層の整備を図る必要がある。				27
市道の管理路線は1,910路線であり、地域社会に密着し日常の生活や地場産業の振興にとって重要な役割を担っている。 1級・2級市道の整備状況については、令和7年4月1日現在、改良率が82.5%、舗装率が99.8%であるが、地域間に通じる幹線の未整備路線は依然として数多く存在し、安全性の確保やまちづくりの観点に				市道の管理路線は1,905路線であり、地域社会に密着し日常の生活や地場産業の振興にとって重要な役割を担っている。 1級・2級市道の整備状況については、令和3年4月1日現在、改良率が82.0%、舗装率が99.8%であるが、地域間に通じる幹線の未整備路線は依然として数多く存在し、安全性の確保やまちづくりの観点				27

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
立って計画的かつ効率的な整備を進める必要がある。	に立って計画的かつ効率的な整備を進める必要がある。	
第3節 計画 事業計画（令和8年度～令和12年度） ※表は別紙11のとおり	第3節 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度） ※表は別紙11のとおり	30
<u>令和7年4月1日における給水人口は27,151人、普及率99.2%、有収率78.8%となっている。</u> <u>近年、本市水道事業を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少等による給水収益の減少、老朽化した管路を含む施設の更新に伴う維持管理経費の増大が見込まれ、中長期的視点に立った施設の整備・更新を図るとともに、効率的な業務執行により、健全な経営、安全で良質な水道水の安定供給に努めていく必要がある。</u>	<u>本市の水道事業は、平成29年度から3上水道及び7簡易水道を平戸市上水道事業に統合し経営を行っており、令和3年4月における給水人口は29,578人、普及率99.0%、有収率80.2%となっている。</u> <u>近年、本市水道事業を取り巻く環境は大きく変化し、少子化の進行に伴う人口減少などにより、水需要及び料金収入の減少が見込まれる一方、老朽化した施設の更新や安全対策に多額の経費を要することが想定されるなど、今後、多くの課題に取り組む必要がある。</u>	32
<u>現施設の稼働期限については、令和15年度末までになっており、今後の一般廃棄物適正処理のため、松浦市と北松北部環境組合との協議を進めていく必要がある。</u>	<u>今後も、一般廃棄物を適正に処理していくため、施設の計画的な維持管理を行っていく必要がある。</u>	32
最近5年間の火災発生状況 ※表は別紙12のとおり	最近5年間の火災発生状況 ※表は別紙12のとおり	33
消防現勢 (令和7年4月1日現在) ※表は別紙13のとおり	消防現勢 (令和3年3月末) ※表は別紙13のとおり	33
<u>本市の公営住宅は、昭和30～50年代に建設されたものが多く、耐用年数を経過するなど老朽化が進んでいることや小規模な団地が点在しているため、安全性の確保や維持管理に支障を来している。また、入居者及び入居希望者には高齢者も多く、バリアフリー化を進めるなど高齢者等が安心して暮らせる公営住宅の整備が必要で</u>	<u>本市の公営住宅は、その半数が昭和30年代から40年代に建設され、耐用年数を過ぎた木造住宅が多く、老朽化が進んでおり、入居者の幅広いニーズに対応できない状況にあることから、住宅のバリアフリー化等、時代に即した公営住宅の整備が必要である。</u>	34

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
ある。		
<u>本市は、豊かな自然に恵まれた地域であり、全市面積の約 20.6%が西海国立公園に、約 3.5%が北松県立公園に指定されている。これらの自然公園は、自然の保護に加え、人々の心身の健康増進や教育の場として活用されている。今後も、緑地の適切な維持・保全に努め、貴重な自然環境を後世に継承していくことが求められている。</u>	<u>本市は、豊かな自然に恵まれた地域として、全面積の約 20.6%が西海国立公園に、約 3.5%が北松県立公園に指定されている。自然公園は、自然を守る目的のほかに人々の心や身体の健康増進及び教育の場として活用されており、今後も、緑地の適切な維持・保全に努め、後世に継承していくことが必要である。</u>	34
<u>水道施設においては、安全で安心な水道水の安定的供給を維持するため、国庫補助及び企業債を活用するなど限られた財源の中で、老朽化した施設の計画的な整備・更新及び耐震化事業を実施するとともに、アセットマネジメントの活用による施設の長寿命化を図る。</u> <u>管路については、老朽管路の更新・耐震化事業として基幹管路と併せて重要施設（医療機関、避難所等）への安定的な供給を維持するため、管路更新の優先度を設定するなど計画的な整備に努める。</u>	<u>水道施設においては、安全で安心な水道水の安定的供給を維持するため、国庫補助及び企業債を活用するなど限られた財源の中で、老朽化施設の計画的な整備更新及び耐震化事業を実施するとともに、アセットマネジメントの活用による施設の長寿命化を図る。</u> <u>管路については、地震災害等においても安定した給水を確保するため、漏水事故の減少及び有効率の向上を図ることはもとより、人命の安全確保に重要な医療機関や避難場所などへの安定的な供給を維持するため、管路更新の優先度を設定するなど計画的な整備に努める。</u>	35
<u>良好な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、適正な排水処理対策を普及啓発し、市民や事業所の意識の向上を図り、生活排水及びし尿を処理できる合併処理浄化槽の設置を推進していく。</u>	<u>良好な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、適正な排水処理対策を普及啓発し、市民や事業所の意識の向上を図り、生活排水及びし尿を処理できる合併浄化槽の設置を推進していく。</u>	35
<u>救急業務体制を充実強化するため、救急救命士・救急隊員の教育・研修、訓練等、救急業務の高度化を図る。</u>	<u>救急業務体制を充実強化するため、救急救命士の教育・研修、救急隊員に対する教育訓練等、救急業務の高度化を図る。</u>	36

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
<u>建物火災を始め林野火災等の減少及び被害軽減を図るため、効果的な予防啓発を推進する。また、防火対象物・危険物施設に対する立入検査を計画的に実施し、防火管理体制の充実を図る。</u>	<u>過去5年間において、火災により6名の高齢者が死亡しているため、高齢者を重点とした火災予防施策を推進する。また、防火対象物に対する立入検査を充実し、防火管理体制の充実を図る。</u>	36
<u>平戸市公営住宅等長寿命化計画に基づき、昭和30～40年代に建設された平戸北部地区の木造及び簡平住宅について、バリアフリー等に配慮した集約建替を行い、入居者移転後に既存住宅の解体を実施する。</u> <u>また、一定の居住性や安全性が確保されている住宅については、計画的に屋根、外壁などの予防的な改修を行い、良質な住宅の供給に努める。</u>	<u>平戸市公営住宅等長寿命化計画に基づき、昭和30年代に建設された木造住宅については解体を行い、需要と供給のバランスを図りながら建替えを行う。</u> <u>また、一定の居住性や安全性が確保されている住宅については、外壁改修などの予防的な改修を計画的に行い、良質な住宅の供給に努める。</u>	36. 37
<u>海と山の自然景観に恵まれた本市の観光資源としてのイメージ向上を図るため、園地内での自然散策や自然体験が可能な緑地の適切な維持・保全に努める。</u>	<u>海と山の自然景観に恵まれた本市の観光資源としてのイメージを高めるため、園地内の自然散策、自然体験ができる緑地の適切な維持・保全に努める。</u>	37
第3節 計画 事業計画（令和8年度～令和12年度） ※表は別紙14のとおり	第3節 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度） ※表は別紙14のとおり	37
※表は別紙15のとおり	※表は別紙15のとおり	38
※表は別紙16のとおり	※表は別紙15（変更前（現計画））のとおり	39
<u>虐待については、その未然防止に努めているが、相談件数は増加傾向であり、また、内容も複雑化</u> していることから、関係機関との連携の強化等に努めていく必要がある。 母子保健対策については、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制として、令和元年度から <u>こども家庭センター</u> を設置し、一人ひとりに寄り添う支援を行っており、今後も、相談環境の整備	<u>虐待については、その未然防止に努めているが、相談件数は大幅に増加していることから、関係機関との連携の強化等に努めていく必要がある。</u> <u>母子保健対策については、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制として、令和元年度から子育て世代包括支援センターを設置し、一人ひとりに寄り添う支援を行っており、今後も、相談環境の整備が重要である。</u>	40

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
が重要である。		
就学前児童の状況 ※表は別紙 17 のとおり	就学前児童の状況 ※表は別紙 17 のとおり	40
保育所・認定こども園入所定員及び入所児童数 ※表は別紙 18 のとおり	保育所・認定こども園入所定員及び入所児童数 ※表は別紙 18 のとおり	40
<p><u>令和5年の死因割合は多い順に、がん、心臓病となっている。</u>これらは、死亡原因となるだけでなく、寝たきりや認知症、要介護状態を招く原疾患ともなることから、健康寿命を延ばし、元気で自立した高齢者を増やすためには、生活習慣の改善を中心とした一次予防が重要である。</p> <p><u>特定健康診査の受診率は、コロナ禍の影響で令和元年以前の50%台から40%台に落ち込んでいる状況が続いているため、受診率向上に向けた対策が重要である。</u></p> <p>本市の高齢化率は、全国平均や県平均より高い水準で推移している。<u>高齢者人口は減少に転じているものの市全体の人口も減少しているため、高齢化率は高くなっていることから、介護予防や重度化防止、生活支援、権利擁護、認知症施策等の地域支援事業を推進する必要がある。</u></p>	<p><u>令和元年度の死因割合は、がん43.8%、心臓病31.7%、脳血管疾患19.3%の順になっている。</u>これらは、死亡原因となるだけでなく、寝たきりや認知症、要介護状態を招く原疾患ともなることから、健康寿命を延ばし、元気で自立した高齢者を増やすためには、生活習慣の改善を中心とした一次予防が重要である。</p> <p><u>令和元年度の特定健康診査の受診率は53.5%と県内では高い受診率ではあるが、国が目標とする60%には達しておらず、受診率向上に向けた対策が重要となっている。</u></p> <p>本市の高齢化率は、全国平均や県平均より高い水準で推移している。<u>今後、団塊の世代が後期高齢者の年齢となり、超高齢社会に更に拍車をかけることから、介護予防や重度化防止、生活支援、権利擁護、認知症施策等の地域支援事業を推進する必要がある。</u></p>	41
<p><u>介護認定率は平成27年度をピークに減少傾向にあったが、団塊の世代が後期高齢者の年齢となり再び増加傾向に転じている。</u></p>	<p><u>介護認定率は平成27年度をピークに減少傾向にあったが、後期高齢者の増に伴い再び増加傾向に転じると予測され、</u></p>	41
老人人口の推移 ※表は別紙 19 のとおり	老人人口の推移 ※表は別紙 19 のとおり	41

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
要介護・要支援認定者数 ※表は別紙 20 のとおり ※事業対象者とは、「 <u>総合事業（サービス・活動事業</u> 」対象者のこと。	要介護・要支援認定者数 ※表は別紙 20 のとおり ※事業対象者とは、「 <u>介護予防・生活支援サービス事業</u> 」対象者のこと。	42
障害者手帳所有者数 (<u>令和 7 年</u> 3月末) ※表は別紙 21 のとおり	障害者手帳所有者数 (<u>令和 3 年</u> 3月末) ※表は別紙 21 のとおり	42
生活保護の状況 ※表は別紙 22 のとおり	生活保護の状況 ※表は別紙 22 のとおり	43
子育てに不安のある保護者に対し、妊娠期から子育て期まで、ゆとりのある楽しい育児が出来るように <u>こども家庭センター</u> の機能の充実を図る。また、育児期の孤立感や育児不安を解消するため、各種関係団体と連携した子育て支援に努めるとともに、 <u>妊産婦健診等の支援の充実や出産時の交通費助成などを継続する。</u>	子育てに不安のある保護者に対し、妊娠期から子育て期まで、ゆとりのある楽しい育児が出来るように <u>子育て世代包括支援センター</u> の機能の充実を図る。また、育児期の孤立感や育児不安を解消するため、各種関係団体と連携した子育て支援に努めるとともに、 <u>妊婦健診の支援強化や出産時の交通費助成などを継続する。</u>	43
<u>コロナ禍の影響で各種検診（健診）の受診率が軒並み低下している状況である。</u>	健診受診率は高い状況であるが、40 歳代の受診率は令和元年度において 28.6% と低い状況にある。	43
第 3 節 計画 事業計画（ <u>令和 8 年度～令和 12 年度</u> ） ※表は別紙 23 のとおり	第 3 節 計画 事業計画（ <u>令和 3 年度～令和 7 年度</u> ） ※表は別紙 23 のとおり	45
また、歯科については、大島にのみ <u>診療所に歯科診療所を併設している。</u>	また、歯科については、大島にのみ <u>診療所併設の公設民営による運営を行っている。</u>	47
<u>「平戸市立病院経営強化プラン」の点検評価結果を踏まえた、市立病院の果たすべき役割や経営の効率化に向け、高度医療、救急医療等に対応する医療施設・設備及び医療情報システムの整備に努める。</u>	<u>「平戸市立病院新改革プラン」の点検評価結果を踏まえた経営改革を行うとともに、高度医療、救急医療等に対応する医療施設・設備及び医療情報システムの整備に努める。</u>	48
<u>○市内における医療提供体制のあり方の検討</u> <u>「平戸市における医療提供体制のあり</u>	※「○市立病院経営基盤の強化」と「○保健・医療・福祉との広域的連携」の間に追加	48

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
<p><u>方検討委員会</u>からの答申に基づき、人口減少及び少子高齢化を踏まえた市内における医療提供体制のあり方について検討を講じる。また、市内医療機関の連携強化及び役割分担の明確化を進める。</p>		
<p>第3節 計画 事業計画（令和8年度～令和12年度）</p> <p><u>令和7年</u>5月1日現在、小学校は15校で児童数は<u>1,272人</u>、中学校は8校（うち小中併設1校）で生徒数は<u>688人</u>であり、その中で標準規模程度の学校は小学校<u>2校</u>のみとなっている。</p> <p>本市は過疎化に伴う人口減少に少子化傾向も加わり、年々児童生徒数が減少してきている。また、地理的条件から極小規模校が多く、<u>令和7年度</u>の複式学級を有する学校は<u>9校</u>あり、市内小中学校の約4割を占めている。</p> <p>「<u>第4期平戸市教育振興基本計画</u>」にいても、重点目標として「<u>平戸の豊かな未来を創造する人材の育成</u>」を掲げ、確かな学力の育成、<u>ふるさと教育・人権教育・健康教育の推進、教育DXの推進など</u>を主な取組みとしている。</p> <p>確かな学力の育成については、「<u>主体的・対話的で深い学び</u>」の実現に向け、学習活動を工夫し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するための授業改善が求められている。</p> <p><u>ふるさと教育・人権教育・健康教育の推進</u>については、<u>地域の人・もの・ことに関する情報を活用した学習を一層充実するとともに学校と地域が連携できる環境を整える必要がある。</u></p> <p><u>教育DXの推進</u>については、授業支援ソ</p>	<p>第3節 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度）</p> <p><u>令和3年</u>5月1日現在、小学校は15校で児童数は<u>1,433人</u>、中学校は8校（うち小中併設1校）で生徒数は<u>722人</u>であり、その中で標準規模程度の学校は小学校<u>1校</u>のみとなっている。</p> <p>本市は過疎化に伴う人口減少に少子化傾向も加わり、年々児童生徒数が減少してきている。また、地理的条件から極小規模校が多く、<u>令和3年度</u>の複式学級を有する学校は<u>8校</u>あり、市内小中学校の約4割を占めている。</p> <p>「<u>第3期平戸市教育振興基本計画</u>」においても、重点目標として「<u>平戸の明日を担う人材の育成</u>」を掲げ、確かな学力の育成、<u>ふるさと教育の充実、I C Tを活用した教育の推進などを主な取組みとしている。</u></p> <p>確かな学力の育成については、<u>従来の一斉指導による講義型の授業ではなく、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）</u>の視点から、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」を重視した授業改善が求められている。</p> <p><u>ふるさと教育の充実</u>については、<u>市内全ての児童生徒が、発達段階に応じて、各地に点在する豊富な学習材を生かしながら、体験的にふるさと平戸の魅力に触れ、学校内外に発信できる環境を整える必要があ</u></p>	49
		50

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
<p><u>フトやデジタル教科書の効果的な活用に取り組むとともに、児童生徒1人一台のタブレット型端末の活用を通じ、効果的な教育指導の充実が必要である。</u></p>	<p>る。</p> <p><u>I C Tを活用した教育の推進について</u>は、国のG I G Aスクール構想により、本市でも令和2年度末に児童生徒1人1台の端末環境が整備された。教職員のスキルアップを図りながら効果的に活用し、教育の質を向上させるとともに、児童生徒が情報化社会をよりよく生き抜くための情報モラル教育も継続して行う。</p>	
<p>児童生徒数の減少により学校規模が急速に縮小していることと併せ、児童生徒のよりよい教育環境の実現のため、<u>今後、児童生徒の減少で生じた空き教室の有効利用、また、学校統廃合に伴う安全な通学手段の確保と併せて、新しい学校の在り方を探りながら適正規模・適正配置の点からの見直しが必要となっている。</u></p>	<p>児童生徒数の減少により学校規模が急速に縮小していることと併せ、児童生徒のよりよい教育環境の実現のため、<u>今後、本市の学校について、児童生徒の減少で生じた空き教室の有効利用、また、学校統廃合に伴う安全な通学手段の確保と併せて、新しい学校の在り方を探りながら適正規模・適正配置の点からの見直しが必要となっている。</u></p>	50
<p>児童生徒の推移 ※表は別紙24のとおり</p>	<p>児童生徒の推移 ※表は別紙24のとおり</p>	51
<p>市内の保育所、認定こども園、幼稚園の訪問、3歳児・5歳児健診、<u>就学準備教室、巡回療育相談による実態把握や幼保小連携推進協議会における「架け橋プログラムの推進」など、</u>継続的な教育相談・支援体制を推進する。</p>	<p>市内の保育所、認定こども園、幼稚園の訪問、3歳児・5歳児健診、<u>巡回療育相談による実態把握や校種間代表者会議での「つながりのある教育」の共通理解など、</u>継続的な教育相談・支援体制を推進する。</p>	51
<p>市内で格差のない教育環境を整備するため、離島、小規模校における教育体制の充実・強化を図るとともに、「新学習指導要領」及び「<u>第4期平戸市教育振興基本計画</u>」に基づき、平戸の<u>豊かな未来を創造する人材</u>の育成を図る。</p>	<p>市内で格差のない教育環境を整備するため、離島、小規模校における教育体制の充実・強化を図るとともに、「新学習指導要領」及び「<u>第3期平戸市教育振興基本計画</u>」に基づき、<u>平戸の明日を担う人材</u>の育成を図る。</p>	52

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
○教職員のニーズにあった研修会（ＩＣＴ活用スキル向上）を実施し、ＩＣＴを活用した分かりやすく深まる <u>授業を実践するとともに、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力と情報モラルを育成する。</u>	○教職員のニーズにあった研修会（ＩＣＴ活用スキル向上）を実施し、ＩＣＴを活用した分かりやすく深まる <u>授業実践を行うとともに、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力と情報モラルを育成する。</u>	52
また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や <u>教育支援教室</u> による継続指導を行い、それぞれの立場から児童生徒や保護者に対する支援体制づくりを推進する。	また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や <u>適応指導教室</u> による継続指導を行い、それぞれの立場から児童生徒や保護者に対する支援体制づくりを推進する。	52
第3節 計画 事業計画（令和8年度～令和12年度） ※表は別紙25のとおり	第3節 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度） ※表は別紙25のとおり	54
※表は別紙26のとおり	※表は別紙26のとおり	55
本市では、 <u>小学校区を単位基本に「まちづくり運営協議会（地域運営組織）」を市内全域に設置している。</u> 今後は、まちづくり運営協議会が主体となった活動を推進するため、 <u>人的支援やまちづくり交付金による財政的支援などにより、持続的な地域運営の仕組みを作り、地域コミュニティの活性化を図る。</u>	本市では、 <u>行政区枠を超えて小学校区単位を基本とした「まちづくり運営協議会」の市内全域への設置が令和2年度に完了した。</u> 今後は、まちづくり運営協議会が主体となった活動を推進するため、 <u>人材支援やまちづくり交付金などの支援により、地域の自立促進と組織力強化を図り、地域住民の意識の高揚とコミュニティ活動の促進を図る。</u>	56
第3節 計画 事業計画（令和8年度～令和12年度） ※表は別紙27のとおり	第3節 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度） ※表は別紙27のとおり	56 57
なかでも日本最初のオランダとの交流拠点であった平戸和蘭商館跡、江戸時代の港町の風情を残す大島村神浦重要伝統的建造物群保存地区、さらには、平成30年に <u>世界文化遺産</u> に登録された長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産などの歴史文化遺産が数多く残っており、その価値を次世代へ継承していくことが重要である。	なかでも日本最初のオランダとの交流拠点であった平戸和蘭商館跡、江戸時代の港町の風情を残す大島村神浦重要伝統的建造物群保存地区、さらには、平成30年に <u>世界遺産</u> に登録された長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産などの歴史文化遺産が数多く残っており、その価値を次世代へ継承していくことが重要である。	58

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
<p>○文化活動の支援</p> <p>文化活動は、文化協会を中心に、音楽、文芸、歴史研究などのグループが、相互に連携を保ちながら自主的な活動を展開し、 <u>市民文化の向上に寄与しており、今後も振興を図る必要がある。</u></p>	<p>○文化活動の支援</p> <p>文化活動は、文化協会を中心に、音楽、文芸、歴史研究などのグループが、相互に連携を保ちながら自主的な活動を展開し、 <u>市民文化の向上に寄与しているが、更なる振興を図る必要がある。</u></p>	
<p>指定・登録・埋蔵文化財一覧表</p> <p>(令和7年3月末)</p> <p>※表は別紙28のとおり</p>	<p>指定・登録・埋蔵文化財一覧表</p> <p>(令和3年3月末)</p> <p>※表は別紙28のとおり</p>	58
<p>重要文化的景観選定地区については、<u>世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏切支丹関連遺産」</u>の取り組みと連携し、景観の保全・継承に努めるとともに、受入体制の整備・充実を図る。</p>	<p>重要文化的景観選定地区については、<u>世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」</u>の取り組みと連携し、景観の保全・継承に努めるとともに、受入体制の整備・充実を図る。</p>	59
<p>第3節 計画</p> <p>事業計画 (令和8年度～令和12年度)</p>	<p>第3節 計画</p> <p>事業計画 (令和3年度～令和7年度)</p>	59
<p>また、市民の環境保全の意識向上と地球環境に優しい環境の整備を図るため、<u>住宅用太陽光発電システムの設置等、温室効果ガスの排出量の削減に資する設備等の導入</u>に対する支援を行っている。</p>	<p>また、市民の環境保全の意識向上と地球環境に優しい環境の整備を図るため、<u>住宅用太陽光発電システムの設置</u>に対する支援を行っている。</p>	61
<p><u>第2次平戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に基づき、再生可能エネルギーの普及啓発や導入の取組みを推進する。</u></p> <p>また、<u>本実行計画の基本方針に基づく施策の中から、特に2030年までの温室効果ガスの排出量の削減に向けて、市民、事業者と行政等が一体となって取り組むべき施策を「平戸市地域脱炭素重点プロジェクト」として重点的かつ横断的に取り組む。</u></p> <p>さらに、市内に豊富に存在する広葉樹などの森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーの活用を官民で連携し<u>推進</u>する。</p>	<p>第2次平戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、平戸市CO₂排出ゼロ都市実行計画（後期）に基づき、再生可能エネルギーの普及啓発や導入の取組みを支援する。</p> <p>また、<u>本市における脱炭素社会の実現を目指すためのロードマップを作成するとともに、再生可能エネルギーの地域還元手法の調査研究に取り組む。</u>さらに、市内に豊富に存在する広葉樹などの森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーの活用を官民で連携し検討する。</p>	61

変更後	変更前（現計画）	変更後 計画の 頁
第3節 計画 事業計画（ <u>令和8年度～令和12年度</u> ） ※表は別紙29のとおり	第3節 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度） ※表は別紙29のとおり	61
過疎地域持続的発展特別事業一覧 事業計画（ <u>令和8年度～令和12年度</u> ） ※表は別紙31のとおり	過疎地域持続的発展特別事業一覧 事業計画（令和3年度～令和7年度） ※表は別紙30のとおり	62～ 72

■変更前（現計画）

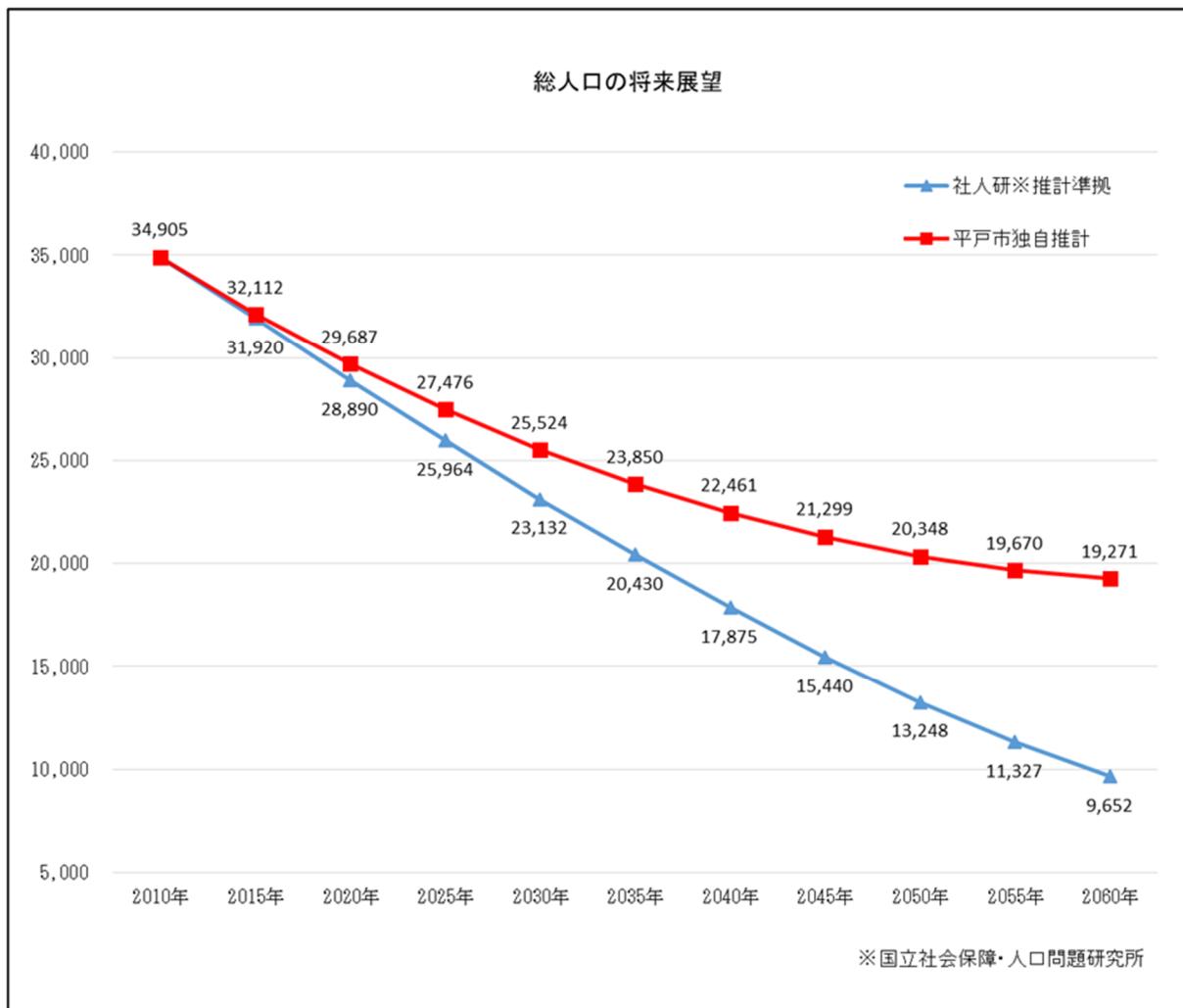
区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 67,880	人 52,410	% △ 22.8	人 46,572	% △ 11.1	人 38,389	% △ 17.6	人 31,920	% △ 16.9
0歳～14歳	25,574	14,779	△ 42.2	9,872	△ 33.2	5,709	△ 42.2	3,720	△ 34.8
15歳～64歳	37,479	31,484	△ 16.0	28,482	△ 9.5	21,224	△ 25.5	16,276	△ 23.3
うち 15歳～29歳(a)	13,934	9,434	△ 32.3	6,896	△ 26.9	4,412	△ 36.0	2,977	△ 32.5
65歳以上(b)	4,827	6,147	27.3	8,218	33.7	11,456	39.4	11,924	4.1
(a)／総数 若年者比率	% 20.5	% 18.0	=	% 14.8	=	% 11.5	=	% 9.3	=
(b)／総数 高齢者比率	% 7.1	% 11.7	=	% 17.6	=	% 29.8	=	% 37.4	=

■変更後

区分	昭和55年	平成2年			平成17年			平成27年			令和2年		
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 50,849	人 46,572	% △ 8.4	人 38,389	% △ 17.6	人 31,920	% △ 16.9	人 29,365	% △ 8.0	人 29,365	% △ 8.0	人 29,365	% △ 8.0
0歳～14歳	12,849	9,872	△ 23.2	5,709	△ 42.2	3,720	△ 34.8	3,382	△ 9.1	3,382	△ 9.1	3,382	△ 9.1
15歳～64歳	31,407	28,482	△ 9.3	21,224	△ 25.5	16,276	△ 23.3	13,778	△ 15.3	13,778	△ 15.3	13,778	△ 15.3
うち 15歳～29歳 (a)	8,908	6,896	△ 22.6	4,412	△ 36.0	2,977	△ 32.5	2,472	△ 17.0	2,472	△ 17.0	2,472	△ 17.0
65歳以上 (b)	6,593	8,218	24.6	11,456	39.4	11,924	4.1	12,205	2.4	12,205	2.4	12,205	2.4
(a)／総数 若年者比率	% 17.5	% 14.8	=	% 11.5	=	% 9.3	=	% 8.4	=	% 8.4	=	% 8.4	=
(b)／総数 高齢者比率	% 13.0	% 17.6	=	% 29.8	=	% 37.4	=	% 41.6	=	% 41.6	=	% 41.6	=

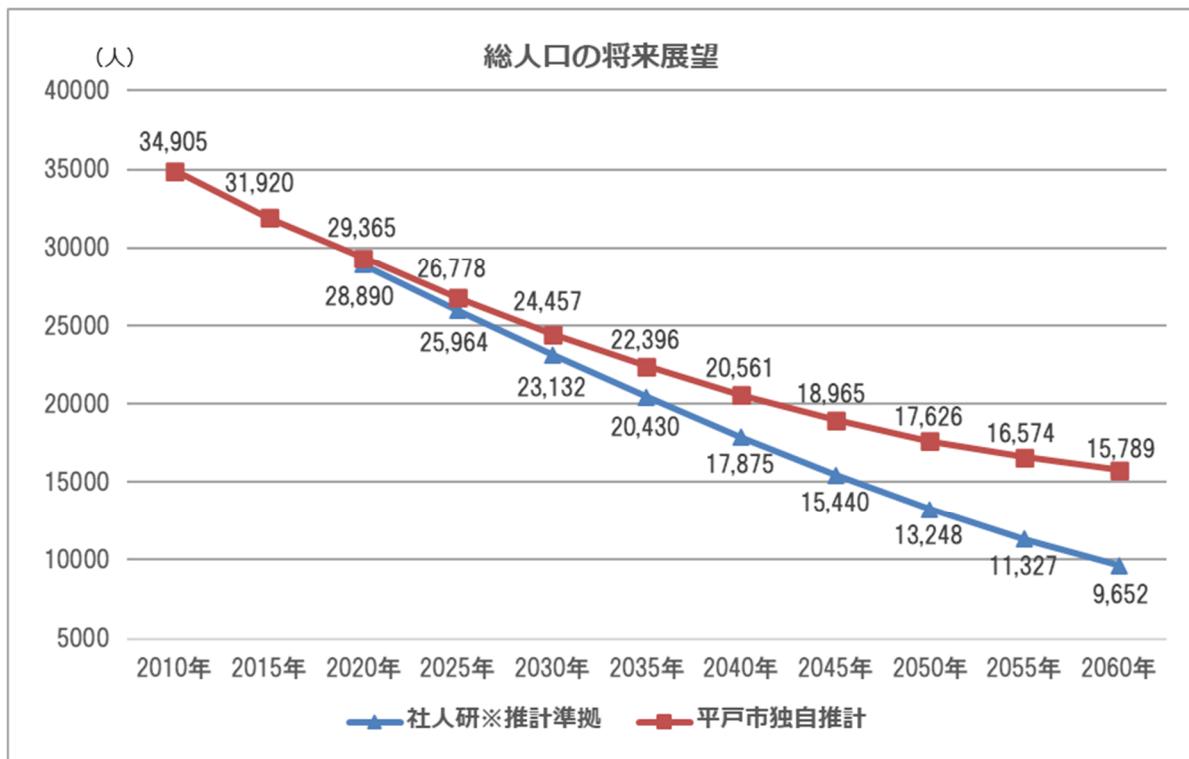
■変更前（現計画）

独自推計 ケース	合計特殊出生率	社会移動	推計人口		2060年までの 人口減少率 (対2010年比)
	目標	目標	2040年	2060年	
	<u>2015年：2.24</u> ⇒ <u>2020年：2.34</u> ⇒ <u>2023年：2.40</u> ⇒ <u>2024年：2.50</u> 以後継続	2040年均衡	<u>22,416人</u>	<u>19,271人</u>	<u>△44.8%</u>



■変更後

独自推計 ケース	合計特殊出生率	社会移動	推計人口		2060年までの 人口減少率 (対2010年比)
	目標	目標	2040年	2060年	
	2030年 : 2.40 ⇒ 2040年 : 2.50 以後継続	2040年均衡	20,561人	15,789人	△54.8%



■変更前（現計画）

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	24,827,628	28,899,704	25,958,238
一般財源	14,624,535	14,883,807	14,300,372
国庫支出金	3,204,189	3,233,951	2,769,196
都道府県支出金	2,234,966	2,516,658	2,070,612
地方債	2,917,900	3,308,700	3,053,500
うち過疎対策事業債	855,600	719,200	721,300
その他	1,846,038	4,956,588	3,764,558
歳出総額 B	24,258,959	28,268,491	25,125,070
義務的経費	10,843,382	11,161,405	11,618,901
投資的経費	5,537,903	5,017,811	4,301,992
うち普通建設事業費	5,268,020	4,607,879	3,934,902
その他	7,877,674	12,089,275	9,204,177
過疎対策事業費	1,280,337	929,624	1,081,187
歳入歳出差引額C (A-B)	568,669	631,213	833,168
翌年度へ繰越すべき財源D	353,375	136,154	536,781
実質収支 C-D	215,294	495,059	296,387
財政力指数	0.26	0.24	0.24
公債費負担比率(%)	21.5	23.7	24.2
実質公債費比率	14.2	7.5	4.7
起債制限比率(%)	9.9	3.6	2.0
経常収支比率(%)	86.4	87.0	91.1
将来負担比率	78.4	—	—
地方債現在高	29,070,300	28,720,385	26,020,994

■変更後

区分	平成22年度	平成27年度	<u>令和2年度</u>
歳入総額 A	24,827,628	28,899,704	<u>31,875,839</u>
一般財源	14,624,535	14,883,807	<u>14,307,839</u>
国庫支出金	3,204,189	3,233,951	<u>7,459,499</u>
都道府県支出金	2,234,966	2,516,658	<u>2,633,503</u>
地方債	2,917,900	3,308,700	<u>4,431,431</u>
うち過疎対策事業債	855,600	719,200	<u>819,600</u>
その他	1,846,038	4,956,588	<u>3,043,567</u>
歳出総額 B	24,258,959	28,268,491	<u>31,297,215</u>
義務的経費	10,843,382	11,161,405	<u>11,774,811</u>
投資的経費	5,537,903	5,017,811	<u>5,562,238</u>
うち普通建設事業費	5,268,020	4,607,879	<u>4,433,521</u>
その他	7,877,674	12,089,275	<u>13,960,166</u>
過疎対策事業費	1,280,337	929,624	<u>1,246,270</u>
歳入歳出差引額C (A-B)	568,669	631,213	<u>578,624</u>
翌年度へ繰越すべき財源D	353,375	136,154	<u>447,255</u>
実質収支 C-D	215,294	495,059	<u>131,369</u>
財政力指数	0.26	0.24	0.24
公債費負担比率(%)	21.5	23.7	<u>22.6</u>
実質公債費比率	14.2	7.5	<u>3.0</u>
起債制限比率(%)	9.9	3.6	<u>1.2</u>
経常収支比率(%)	86.4	87.0	<u>88.3</u>
将来負担比率	78.4	—	—
地方債現在高	29,070,300	28,720,385	<u>26,851,738</u>

■変更前（現計画）

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	<u>令和元年度末</u>
市町村道					
改良率 (%)	14.1	33.8	38.6	41.8	<u>42.8</u>
舗装率 (%)	34.4	82.3	87.1	88.9	<u>95.5</u>
農道					
延長 (m)	-	-	-	86,383.0	<u>86,750.0</u>
林道					
延長 (m)	-	-	-	36,523.0	36,523.0
水道普及率 (%)	80.9	87.0	94.7	99.0	<u>99.0</u>
水洗化率 (%)	-	-	-	27.0	<u>40.5</u>
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	4.2	4.6	4.0	4.7	<u>4.7</u>

■変更後

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	<u>令和2年度末</u>
市町村道					
改良率 (%)	14.1	33.8	38.6	41.8	<u>42.9</u>
舗装率 (%)	34.4	82.3	87.1	88.9	<u>95.6</u>
農道					
延長 (m)	-	-	-	86,383.0	<u>141,820.0</u>
林道					
延長 (m)	-	-	-	36,523.0	36,523.0
水道普及率 (%)	80.9	87.0	94.7	99.0	<u>99.1</u>
水洗化率 (%)	-	-	-	27.0	<u>42.6</u>
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	4.2	4.6	4.0	4.7	<u>6.5</u>

■変更前（現計画）

施 設 名			数 値	施 設 名			数 値
市 道	延 長	m	<u>912,954</u>	小 学 校	本 校	校	15
	改 良 済 延 長	m	<u>391,263</u>		分 校	校	0
	舗 装 済 延 長	m	<u>872,909</u>	中 学 校	本 校	校	8
	改 良 率	%	<u>42.9</u>		分 校	校	0
	舗 装 率	%	<u>95.6</u>	プ 一 ル	小 学 校	校	10
給 水 施 設	給 水 施 設 能 力	m ³	<u>14,070</u>		中 学 校	校	1
	給 水 人 口	人	<u>29,578</u>	屋 内 運 動 場	小 学 校	校	15
	普 及 率	%	<u>99.0</u>		中 学 校	校	7
公 営 住 宅 等	公 営 住 宅	戸	<u>893</u>	図 書 館			か 所
	一 般 住 宅	戸	<u>56</u>	児 童 館			か 所
	特 定 公 共 賃 貸 住 宅	戸	28	体 育 館			か 所
保 育 所	施 設	か 所	<u>4</u>	市 民 会 館			か 所
	収 容 定 員	人	<u>140</u>	公 民 館			か 所
認 定 こども園	施 設	か 所	1	資 料 館			か 所
	収 容 定 員	人	50	キ ャ ン プ 場			か 所
病 院		か 所	2	陸 上 競 技 場			か 所
診 療 所		か 所	4	野 球 場			か 所
火 葬 場		か 所	5				

■変更後

施 設 名			数 値	施 設 名			数 値
市 道	延 長	m	914,352	小 学 校	本 校	校	15
	改 良 済 延 長	m	394,417		分 校	校	0
	舗 装 済 延 長	m	893,566	中 学 校	本 校	校	8
	改 良 率	%	43.1		分 校	校	0
	舗 装 率	%	97.7	プ 一 ル	小 学 校	校	10
水道施設	配 水 能 力	m ³	14,614		中 学 校	校	1
	給 水 人 口	人	27,151	屋内運動場	小 学 校	校	15
	普 及 率	%	99.2		中 学 校	校	7
公営住宅等	公 営 住 宅	戸	844	図 書 館		か所	2
	一 般 住 宅	戸	53	児 童 館		か所	1
	特 定 公 共 賃 貸 住 宅	戸	28	体 育 館		か所	8
保 育 所	施 設	か所	2	市 民 会 館		か所	2
	収 容 定 員	人	80	公 民 館		か所	6
認定こども園	施 設	か所	1	資 料 館		か所	4
	収 容 定 員	人	50	キ ャ ン プ 場		か所	2
病 院		か所	2	陸 上 競 技 場		か所	1
診 療 所		か所	4	野 球 場		か所	2
火 葬 場		か所	2				

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住			
		移住定住環境整備事業 人口減少の抑制を図るため、本市に移住・定住しようとする者を対象に支援を行う。また、空き家バンク運営、お試し住宅の活用を促し、移住につなげる。	市	
	人材育成	定住促進対策事業 長崎県及び西九州させぼ広域都市圏と連携し、相談会や情報発信など広く活動を行うことで、移住者の増加を図る。	市	
		地域おこし協力隊導入事業 地域行事等の支援やまちづくり活動、市が特化して取り組む事業など、外部人材の登用を行い地域活性化を図る。	市	
	ふるさと教育プログラム実施事業	地域活性化企業人活用事業 本市の観光を担う平戸観光協会に対し、観光マネジメント等に長けた人材を民間企業から派遣を行い、組織の強化を図る。	市	
		ふるさと教育プログラム実施事業 市内高校において、平戸市長による講話及び地域学習の支援を行い、生徒に対する「ふるさと平戸」の理解促進と郷土愛の醸成につなげる。	市	

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	<p>移住定住環境整備事業</p> <p>人口減少の抑制を図るため、本市に移住・定住しようとする者を対象に支援を行う。</p>	市	
		<p>定住促進対策事業</p> <p>長崎県及び西九州させぼ広域都市圏と連携し、相談会や情報発信など広く活動を行うことで、移住者の増加を図る。<u>また、空き家バンク運営、お試し住宅の活用を促進するなど、移住につなげる。</u></p>	市	
	人材育成	<p>地域おこし協力隊<u>活用</u>事業</p> <p>地域行事等の支援やまちづくり活動、市が特化して取り組む事業など、外部人材の登用を行い地域活性化を図る。</p>	市	
		<p>地域活性化<u>起業人</u>活用事業</p> <p>本市の観光を担う平戸観光協会に対し、観光マネジメント等に長けた人材を民間企業から派遣を行い、組織の強化を図る。<u>さらに、副業型の人材を採用し、企業誘致の強化を図る。</u></p>	市	
		<p>ふるさと教育プログラム実施事業</p> <p>市内高校において、平戸市長による講話及び地域学習の支援を行い、生徒に対する「ふるさと平戸」の理解促進と郷土愛の醸成につなげる。</p>	市	

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備	農業	農業競争力強化基盤整備事業 農地基盤整備 向月地区、大野地区、 釜田川地区、獅子地区	県
			農村地域防災減災事業 ため池整備 大島地区、柳ノ又地区、 平戸2期地区	県
			鳥獣被害防止総合対策事業 イノシシ被害防止のための防護柵 設置	市 団体
		林業	林道開設事業 鶴ノ岳線	市
			林業成長産業化総合対策事業 搬出間伐、造林、作業道の整備 高性能林業機械の整備	市 団体
	(2)漁港施設		漁村再生交付金事業 志々伎浦漁港 浮桟橋 船越漁港（向月地区） 物揚場ほか 古田漁港 突堤ほか	市

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備	農業	農業競争力強化基盤整備事業 農地基盤整備 向月地区、大野地区、 釜田川地区、獅子地区	県
			農村地域防災減災事業 ため池整備 大島地区、柳ノ又地区、 平戸2期地区	県
		鳥獣被害防止総合対策事業 イノシシ被害防止のための防護柵 設置	市 団体	
	林業	林業専用道開設事業 鶴ノ岳線	市	
		林業・木材産業成長産業化促進対策 事業 高性能林業機械の整備 <u>木質バイオマス利用促進施設整備</u>	市 団体	
	(2)漁港施設	漁村再生交付金事業 志々伎浦漁港 浮桟橋 船越漁港（向月地区） 物揚場ほか 古田漁港 突堤ほか	市	

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(2)漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業 機能保全工事 木ヶ津漁港ほか	市	
		漁港施設機能強化事業 中野漁港（白石地区） 北防波堤 早福漁港 防波堤ほか	市	
		漁港機能増進事業 早福漁港 防暑施設 新獅子漁港（5地区） 養浜工ほか 御崎漁港（元浦） 浮体式係船岸 船越漁港 滑り材	市	
		水產生産基盤整備事業 新獅子漁港（獅子地区） 臨港道路ほか 新獅子漁港（根獅子地区） 物揚場 新獅子漁港（春日地区） 泊地（浚渫）ほか	市	
		地方創生港整備推進交付金事業 漁港施設における車止めの整備	市	
		浜の活力再生・成長促進交付金事業 漁港施設における車止めの整備	市	
		県営漁港整備事業 県営8漁港 水產生産基盤整備事業 漁港施設機能強化事業 漁村再生交付金事業ほか	県	
	(3)経営近代化施設			
	農業	ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業 アスパラガスハウスの整備	団体	
		強い農業・担い手づくり総合支援事業 いちごハウスの整備	団体	
		ながさき型スマート産地確立支援事業 環境制御機器等の整備	団体	
		畜産クラスター構築事業 繁殖牛舎等の整備	団体	

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(2)漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業 機能保全工事 木ヶ津漁港ほか	市	
		漁港施設機能強化事業 中野漁港(白石地区) 北防波堤 早福漁港 防波堤ほか	市	
		漁港機能増進事業 早福漁港 <u>防暑施設ほか</u> 新獅子漁港(5地区) 養浜工ほか 御崎漁港(元浦) <u>浮体式係船岸ほか</u> 船越漁港 滑り材 <u>木ヶ津漁港</u> <u>物揚場</u> <u>西浜漁港</u> <u>物揚場</u> <u>志々伎浦漁港</u> <u>防暑施設</u>	市	
		水產生産基盤整備事業 新獅子漁港(獅子地区) 臨港道路ほか 新獅子漁港(根獅子地区) 物揚場 新獅子漁港(春日地区) 泊地(浚渫)ほか	市	
		地方創生港整備推進交付金事業 漁港施設における車止めの整備	市	
		浜の活力再生・成長促進交付金事業 漁港施設における車止めの整備	市	
		県営漁港整備事業 県営8漁港 水產生産基盤整備事業 漁港施設機能強化事業 漁村再生交付金事業ほか	県	
	農業	ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業 アスパラガスハウスの整備	団体	
		強い農業・担い手づくり総合支援事業 いちごハウスの整備	団体	
		<u>ながさき農業デジタル化促進事業</u> 環境制御機器等の整備	団体	
		畜産クラスター構築事業 繁殖牛舎等の整備	団体	

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	家畜導入事業 平戸牛のブランド化を推進するため優良牛を繁殖し、より付加価値の高い子牛を生産するために生産者が農協を通して子牛を導入する際の貸付に対し支援を行う。	団体	
		森林経営管理事業 森林所有者の経営管理に対する意向調査を実施し、計画的な森林管理につなげる。	市	
		木質バイオマスエネルギー導入事業 木質バイオマスエネルギーの活用について、実証施設の検証を基に、検討を行う。	市	
		水産多面的機能発揮対策事業 水産業・漁村地域の活性化促進を目的に藻場の保全、種苗放流、国境監視、漂流・漂着ゴミの処理等を漁業者や地域住民が行う活動に対して支援する。	団体	
		地域水産資源環境調査事業 栽培漁業や資源管理型漁業を推進するため、地域重要資源と位置付けた魚種の種苗放流や漁場環境の調査を行う。	市	
		水産物流通改善対策事業 生産者に対し、専門家の指導や流通関係者との意見・情報交換の場を提供し、流通における意識改革につなげる。	市	
		漁業と漁村を支える人づくり事業 漁業後継者確保のための生活支援、漁業技術力向上のための研修に対する支援を行う。	個人	
	商工業・6次産業化	平戸ブランド戦略的プロモーション推進事業 地域資源のブランド化を推進するため、 <u>平戸地域資源ブランド化推進協議会</u> を中心として、プロモーションの展開や販路拡大のための販売促進活動を行う。	市	
		首都圏アンテナショップ運営事業 地域商社の運営を通じて、民間が主体となった平戸産品のプロモーションや販路拡大に取り組む。	市	

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	<p>家畜導入事業 平戸牛のブランド化を推進するため優良牛を繁殖し、より付加価値の高い子牛を生産するために生産者が農協を通して子牛を導入する際の貸付に対し支援を行う。</p>	団体	
		<p>森林経営管理事業 森林所有者の経営管理に対する意向調査を実施し、計画的な森林管理につなげる。</p>	市	
		<p>木質バイオマスエネルギー導入事業 木質バイオマスエネルギーの活用について、実証施設の検証を基に、検討を行う。</p>	市	
		<p>水産多面的機能発揮対策事業 水産業・漁村地域の活性化促進を目的に藻場の保全、種苗放流、国境監視、漂流・漂着ゴミの処理等を漁業者や地域住民が行う活動に対して支援する。</p>	団体	
		<p>地域水産資源環境調査事業 栽培漁業や資源管理型漁業を推進するため、地域重要資源と位置付けた魚種の種苗放流や漁場環境の調査を行う。</p>	市	
		<p>水産物流通改善対策事業 生産者に対し、専門家の指導や流通関係者との意見・情報交換の場を提供し、流通における意識改革につなげる。</p>	市	
		<p>漁業と漁村を支える人づくり事業 漁業後継者確保のための生活支援、漁業技術力向上のための研修に対する支援を行う。</p>	個人	
	商工業・6次産業化	<p>平戸ブランド戦略的プロモーション推進事業 地域資源のブランド化を推進するため、<u>平戸市地域商社協議会</u>を中心として、プロモーションの展開や販路拡大のための販売促進活動を行う。</p>	市	
		<p>首都圏アンテナショップ運営事業 地域商社の運営を通じて、民間が主体となった平戸産品のプロモーションや販路拡大に取り組む。</p>	市	

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	商工業・6次産業化	創業支援対策事業 市内で新たな創業を行う者に対して、創業計画の作成等に対する指導や助言体制の構築及び初期投資に対する支援を行う。	団体個人	
		6次産業化推進事業 市内で生産される地場産品を活かして加工される新商品の開発に必要となる経費に対し支援を行う。	団体個人	
		地場企業就職促進事業 市内若年層の地元企業への就職につなげるため、 <u>企業ガイドブックの作成</u> 、合同企業面談会や企業見学バスツアーを開催する。	市	
	観光	平戸版DMO推進事業 本市の観光施策を推進するため、DMOに正式登録された平戸観光協会に対し支援を行う。	団体	
		平戸城誘客対策プロモーション事業 <u>平戸城のリニューアル、城泊施設である平戸城懐柔櫓を核とした観光誘客対策を実施する。</u>	市	
		市内周遊定期観光バス運行事業 <u>市内観光地を周遊する定期観光バスの運行により、2次交通アクセスの改善を図る。</u>	市	
		アドベンチャーツーリズム事業 <u>西九州新幹線開業に合わせ、体験型観光コンテンツの造成や受け入環境整備を行う。</u>	市	
	企業誘致	企業立地奨励事業 本市の <u>観光振興</u> と雇用機会の拡大のため、新たな工場等を立地する企業に対して、施設整備等の奨励金による支援を行う。	団体	

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	商工業・6次産業化	創業支援対策事業 市内で新たな創業を行う者に対して、創業計画の作成等に対する指導や助言体制の構築及び初期投資に対する支援を行う。	団体個人	
		6次産業化推進事業 市内で生産される地場産品を活かして加工される新商品の開発に必要となる経費に対し支援を行う。	団体個人	
		地場企業就職促進事業 市内若年層の地元企業への就職につなげるため、 <u>企業ガイドWEBSITEサイトの更新等</u> 、合同企業面談会や企業見学バスツアーを開催する。	市	
	観光	DMO推進事業 本市の観光施策を推進するため、DMOに正式登録された平戸観光協会に対し支援を行う。	団体	
		アドベンチャーツーリズム事業 <u>選ばれる観光地の実現に向けて、本市の特色ある観光資源を活用した旅行プランの造成に取り組み、新たな観光誘客を推進する。</u>	団体	
		インバウンド向け旅行商品化促進事業 <u>インバウンド誘客に向けた旅行商品の造成やプロモーションを行い、新たな観光誘客に取り組む。</u>	市 団体	
		ナイトミュージアム事業 <u>平戸城下まちエリアや教会群を中心市内に点在する歴史史跡等をライトアップし、夜間周遊観光の充実を図り、新たな観光誘客を推進する。</u>	市 団体	
		西九州自動車道平戸IC開通誘客事業 <u>令和7年度に西九州自動車道松浦佐々道路（松浦IC～平戸IC）の開通を見据え、交通利便性の向上を活かした新たな観光誘客の推進に取り組む。</u>	市	
	企業誘致	企業立地奨励事業 本市の <u>産業振興</u> と雇用機会の拡大のため、新たな工場等を立地する企業に対して、施設整備等の奨励金による支援を行う。	団体	

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道	道路	市		
				交付金道路整備事業	
				山中・紐差線 (改良・舗装) 川内・下中野線 (改良・舗装) 釜田線 (改良・舗装) 北部海岸線 (改良・舗装) 平川線 (改良・舗装) 法面等補修、定期点検	
				地方創生道整備推進交付金事業 山中・紐差線 (改良・舗装)	
				過疎対策道路整備事業	
		<u>緑ヶ岡線</u> (改良・舗装) 大垣線 (改良・舗装) <u>紐差線</u> (改良・舗装) <u>荻田水尻線</u> (改良・舗装) 杉山線 (改良・舗装) 後平梅崎線 (改良・舗装) <u>坂口線</u> (改良・舗装) 宮方線 (改良・舗装) 明の川内線 (改良・舗装) <u>亘田原崎二号線</u> (改良・舗装) <u>緑ヶ岡二号線</u> (改良・舗装) <u>堂の元線</u> (改良・舗装) 山田中央線 (改良・舗装) 神船線 (改良・舗装) <u>御館線</u> (改良・舗装) 壱部中央線 (改良・舗装) <u>松本金石田線</u> (改良・舗装) <u>宇瀬線</u> (改良・舗装)			
				国・県道路整備事業 国道：204号、383号 県道：平戸田平線、獅子津吉線、 平戸生月線、以善田平港線 大根坂の山線	
		橋りょう	市	道路単独改良事業 側溝整備、局部拡幅、安全施設、 道路反射鏡等の整備	
				橋りょう長寿命化事業 橋りょう補修 定期点検	

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道	道路	交付金道路整備事業	市
			山中・紐差線 (改良・舗装) 川内・下中野線 (改良・舗装) 北部海岸線 (改良・舗装) 平川線 (改良・舗装) 法面等補修、定期点検	
			地方創生道整備推進交付金事業	市
		過疎対策道路整備事業	山中・紐差線 (改良・舗装) <u>獅子・宇戸線 (改良・舗装)</u>	
			大垣線 (改良・舗装) 紐差線 (改良・舗装) 杉山線 (改良・舗装) 後平梅崎線 (改良・舗装) 官方線 (改良・舗装) 明の川内線 (改良・舗装) 緑ヶ岡二号線 (改良・舗装) <u>堂ノ元線 (改良・舗装)</u> 山田中央線 (改良・舗装) 神船線 (改良・舗装) 壱部中央線 (改良・舗装) <u>岡線 (改良・舗装)</u> <u>下朵線 (改良・舗装)</u>	
			国・県道路整備事業	県
			国道：204号、383号 県道：平戸田平線、獅子津吉線、 平戸生月線、以善田平港線 大根坂の山線	
		橋りょう	道路単独改良事業	市
			側溝整備、局部拡幅、安全施設、 道路反射鏡等の整備	
		橋りょう長寿命化事業	市	
		橋りょう補修 定期点検		

■変更前（現計画）

発生件数	種 別					損害額 (千円)	焼損面積		死傷者	
	建 物	林 野	車 両	船 舶	その 他		建 物 (m ²)	林 野 (a)	死 者	負 傷 者
平成 28 年	35	12	5	5	1	12	45,311	606	9	1
平成 29 年	36	6	6	1	1	22	19,254	165	14	0
平成 30 年	36	10	8	0	0	18	20,471	443	12	3
令和元年	26	6	9	2	1	8	89,099	223	47	1
令和 2 年	33	7	11	0	1	14	34,253	300	19	3

■変更後

発生件数	種 別					損害額 (千円)	焼損面積		死傷者	
	建 物	林 野	車 両	船 舶	その 他		建 物 (m ²)	林 野 (a)	死 者	負 傷 者
令和 2 年	33	7	11	0	1	14	34,253	300	19	3
令和 3 年	37	10	9	4	0	14	35,800	1,413	18	0
令和 4 年	38	7	11	1	1	18	25,375	864	34	2
令和 5 年	31	3	4	4	0	20	14,680	226	7	1
令和 6 年	20	5	0	0	0	15	20,859	262	0	0

■変更前（現計画）

消防本部・消防署(1署4所)	<u>79人</u>	消防団員(1団30個分団)	<u>1,037人</u>
水槽付消防ポンプ自動車	<u>4台</u>	消防ポンプ自動車	11台
消防ポンプ自動車	<u>2台</u>	小型動力ポンプ付積載車	53台
はしご付消防自動車	1台	小型動力ポンプ	<u>25台</u>
救助工作車	1台	消防水利	
救急自動車	7台	耐震性貯水槽(40t級)	<u>82基</u>
指令車	<u>1台</u>	防火水槽(40t級)	<u>306基</u>
巡察車	1台	〃(40t未満)	<u>11基</u>
広報車	1台	消火栓(150 ³ 以上)	<u>133基</u>
事務連絡車	<u>1台</u>	〃(150 ³ 未満)	<u>765基</u>
		その他の水利	<u>5基</u>

■変更後

消防本部・消防署(1署4所)	<u>85人</u>	消防団員(1団30個分団)	<u>951人</u>
水槽付消防ポンプ自動車	<u>1台</u>	消防ポンプ自動車	11台
消防ポンプ自動車	<u>5台</u>	小型動力ポンプ付積載車	53台
はしご付消防自動車	1台	小型動力ポンプ	<u>74台</u>
救助工作車	1台	消防水利	
救急自動車	7台	防火水槽	<u>438基</u>
指揮車	<u>2台</u>	うち耐震性貯水槽	<u>90基</u>
巡察車	1台	消火栓	<u>901基</u>
広報車	1台	その他水利	<u>4基</u>

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	<u>上水道基幹管路更新事業</u>	市	
		<u>導送水管布設替</u>	市	
		<u>上水道未普及地域解消事業</u>	市	
		<u>送・配水施設整備</u>	市	
		<u>神の川浄水場改修事業</u>	市	
		<u>浄水場施設改修</u>	市	
		<u>水道施設整備事業</u>	市	
		<u>老朽管路更新</u>	市	
		<u>神曾根ダム耐震診断</u>	市	
		<u>浄水場施設改修ほか</u>	市	
	(2)汚水処理施設 その他			
		<u>浄化槽設置整備事業</u>	市	
		<u>合併浄化槽の設置補助</u>	市	

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	<u>水道管路耐震化事業</u> <u>(基幹管路更新)</u>	市	
		<u>導・送水管布設替</u>	市	
		<u>水道管路耐震化事業</u> <u>(重要施設配水管更新)</u>	市	
		<u>配水管布設替</u>	市	
		<u>老朽管路更新事業</u>	市	
		<u>配水管等布設替</u>	市	
		<u>水道施設整備事業</u>	市	
		<u>遠隔監視システム整備</u>	市	
		<u>老朽仕切弁更新</u>	市	
		<u>浄水場施設改修ほか</u>	市	
	(2)汚水処理施設 その他			
		<u>浄化槽設置整備事業</u>	市	
		<u>合併処理浄化槽の設置補助</u>	市	

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(3)廃棄物処理施設			
		ごみ処理施設 一般廃棄物収集車整備事業 一般廃棄物収集車 最終処分場車両	市	
		し尿処理施設 し尿収集車整備事業 衛生車	市	
	(5)消防施設	消防防災施設整備事業 耐震性貯水槽 消防格納庫	市	
		消防防災設備整備事業 小型動力ポンプ付積載車 高規格救急自動車 消防ポンプ自動車	市	
	(7)過疎地域持続的発展 特別事業			
		環境 ごみ減量化推進事業 古紙等の回収を行う団体に対して支援を行い、リサイクル及びごみ減量化の推進を図る。	団体	
		海岸漂着物地域対策推進事業 海岸環境の保全により、景観保全、水産資源の保護等の多面的機能の向上を図る。	市	
	防災・防犯	自主防災組織育成事業 自主防災組織における研修会や訓練の実施、防災士資格取得に対する助成を行う。	市	
		都市公園施設長寿命化事業 亀岡、崎方公園ほか	市	
	(8)その他		無電柱化推進事業 土肥町線、 <u>臨港線</u>	市

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(3)廃棄物処理施設			
		ごみ処理施設 一般廃棄物収集車整備事業 一般廃棄物収集車 最終処分場車両	市	
		し尿処理施設 し尿収集車整備事業 衛生車	市	
	(5)消防施設	消防防災施設整備事業 耐震性貯水槽 消防格納庫 <u>消防出張所</u>	市	
		消防防災設備整備事業 小型動力ポンプ付積載車 高規格救急自動車 消防ポンプ自動車 <u>はしご付消防自動車</u>	市	
	(6)公営住宅	<u>公営住宅長寿命化事業</u> <u>屋根及び外壁改修など</u>	市	
		<u>公営住宅集約建替事業</u> <u>点在した住宅の集約建替など</u>	市	
	(7)過疎地域持続的発展 特別事業			
	環境	ごみ減量化推進事業 古紙等の回収を行う団体に対して支援を行い、リサイクル及びごみ減量化の推進を図る。	団体	
		海岸漂着物地域対策推進事業 海岸環境の保全により、景観保全、水産資源の保護等の多面的機能の向上を図る。	市	
	防災・防犯	自主防災組織育成事業 自主防災組織における研修会や訓練の実施、防災士資格取得に対する助成を行う。	市	

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(8)その他	都市公園施設長寿命化事業 亀岡、崎方公園ほか	市	
		無電柱化推進事業 土肥町線、 <u>臨港線ほか</u>	市	
		<u>都市下水路整備事業</u> <u>下大垣都市下水路の整備など</u>	市	
		<u>狭あい道路拡幅整備事業</u> <u>市道新道の坂線ほか</u>	市	
		<u>街なみ景観創出事業</u> <u>公共照明設備の整備など</u>	市	

■変更前（現計画）

	就学前 児童数	施設利 用児童 数						自 宅 保育数	施 設 利用率 %
		保育所	認定こ ども園	へき地 保育所	事業所 内	幼稚園			
平成 28 年度	1,381	1,050	885	10	50	25	80	331	76.0
平成 29 年度	1,368	1,111	905	55	55	20	76	257	81.2
平成 30 年度	1,338	1,096	744	210	41	31	70	242	81.9
令和元年度	1,286	1,054	714	218	38	26	58	232	82.0
令和 2 年度	1,266	1,067	661	288	36	27	55	199	84.3

■変更後

	就学前 児童数	施設利 用児童 数						自 宅 保育数	施 設 利用率 %
		保育所	認定こ ども園	へき地 保育所	地域型 ・認可 外	幼稚園			
令和 2 年度	1,266	1,067	661	288	36	27	55	199	84.3
令和 3 年度	1,206	1,019	568	348	25	27	51	187	84.5
令和 4 年度	1,150	979	539	360	15	20	45	171	85.1
令和 5 年度	1,071	914	514	323	12	23	42	157	85.3
令和 6 年度	1,001	867	494	323	7	19	24	134	86.6

■変更前（現計画）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
施設数	18	17	17	17	17
定員	975	960	985	985	990
入所児童数	883	938	944	923	943

■変更後

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数	17	17	17	17	17
定員	990	990	990	960	960
入所児童数	943	906	889	838	819

■変更前（現計画）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総人口（人）		32,466	31,831	31,223	30,641	30,082
老年人口（人）		12,204	12,211	12,239	12,264	12,285
内 訳	65～69 歳	3,104	3,035	2,988	2,895	2,843
	70～74 歳	2,121	2,291	2,405	2,632	2,877
	75～79 歳	2,320	2,211	2,208	2,154	1,948
	80 歳以上	4,659	4,674	4,638	4,583	4,617
高齢化率（%）		37.59	38.36	39.20	40.02	40.84

■変更後

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総人口（人）		30,082	29,509	31,831	31,223	27,594
老年人口（人）		12,285	12,208	12,057	11,990	11,856
内 訳	65～69 歳	2,843	2,709	2,586	2,512	2,405
	70～74 歳	2,877	2,938	2,850	2,793	2,706
	75～79 歳	1,948	1,904	2,068	2,169	2,364
	80 歳以上	4,617	4,657	4,553	4,516	4,381
高齢化率（%）		40.84	41.37	41.71	42.38	42.97

■変更前（現計画）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
要介護 1	571	525	551	578	584
要介護 2	434	417	421	419	432
要介護 3	325	295	274	309	298
要介護 4	395	410	388	360	368
要介護 5	216	198	186	166	172
要支援	718	507	476	469	495
小計	2,659	2,352	2,296	2,301	2,349
認定率 (%)	21.7	19.2	18.7	18.7	19.1
事業対象者※	—	286	268	274	228
合計	2,659	2,638	2,564	2,575	2,577

■変更後

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
要支援 1	183	192	201	220	206
要支援 2	310	302	310	338	341
要介護 1	579	609	606	619	596
要介護 2	427	402	389	394	387
要介護 3	290	299	290	301	293
要介護 4	363	386	361	363	353
要介護 5	168	162	151	178	153
小計	2,320	2,352	2,308	2,413	2,329
認定率 (%)	18.9	19.2	19.1	20.0	19.6
事業対象者※	228	205	155	161	139
合計	2,548	2,557	2,463	2,574	2,468

■変更前（現計画）

身体障がい者福祉		人数（人）	割合（%）
身体障害者手帳所持者数		2,161	
(内訳)	肢体不自由障がい者	1,035	47.9
	視覚障がい者	177	8.2
	聴覚・平衡機能障がい者	221	10.2
	音声・言語機能障がい者	22	1.0
	内部機能障がい者	706	32.7

知的障がい者福祉		人数（人）	割合（%）
療育手帳所持者数		435	
(内訳)	A 1	80	18.4
	A 2	85	19.6
	B 1	125	28.7
	B 2	145	33.3

精神障がい者福祉		人数（人）	割合（%）
精神障害者保健福祉手帳所持者数		271	
(内訳)	1級	37	13.7
	2級	164	60.5
	3級	70	25.8

■変更後

身体障がい者福祉		人数（人）	割合（%）
身体障害者手帳所持者数		1,929	
(内訳)	肢体不自由障がい者	896	46.4
	視覚障がい者	148	7.6
	聴覚・平衡機能障がい者	223	11.5
	音声・言語機能障がい者	20	1.0
	内部機能障がい者	642	33.2

知的障がい者福祉		人数（人）	割合（%）
療育手帳所持者数		473	
(内訳)	A 1	86	18.1
	A 2	85	17.9
	B 1	123	26.0
	B 2	179	37.8

精神障がい者福祉		人数（人）	割合（%）
精神障害者保健福祉手帳所持者数		310	
(内訳)	1 級	37	11.9
	2 級	185	59.6
	3 級	88	28.3

■変更前（現計画）

区分	世帯数	人員(人)	保護率(%)	県保護率(%)
平成 28 年度	323	396	1.27	2.17
平成 29 年度	326	391	1.28	2.13
平成 30 年度	334	404	1.34	2.11
令和元年度	342	412	1.40	2.09
令和 2 年度	296	359	1.25	2.06

■変更後

区分	世帯数	人員(人)	保護率(%)	県保護率(%)
令和 2 年度	296	359	1.25	2.06
令和 3 年度	288	344	1.20	2.05
令和 4 年度	283	335	1.16	2.01
令和 5 年度	274	319	1.17	2.01
令和 6 年度	279	318	1.18	1.98

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所等施設整備事業 <u>中津良保育所の整備</u> <u>愛の園保育所の整備</u>	団体	
		認定こども園 認定こども園施設整備事業 <u>生月こども園の整備</u> <u>小鳩こども園の整備</u> <u>みのりこども園の整備</u>	市 団体	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	地域子ども・子育て支援事業 昼間、就労等により子どもの保育ができない保護者等のため、安心して子育てができる環境整備を行う。 地域子育て支援拠点事業 延長保育促進事業 放課後児童健全育成事業ほか	団体	
		へき地保育所運営事業 へき地地域居住者の仕事と子育ての両立のため、児童の保育を実施する。	市	
		母子家庭等対策総合支援事業 ひとり親家庭の経済的自立を支援するため相談員を配置するとともに、教育訓練費等に対し支援を行う。	市	
		<u>子育て世代包括支援事業</u> <u>子育てに不安のある保護者に対し、妊娠出産から子育て期にわたり切れ目なく相談・保健指導等を行う。</u>	市	
		妊婦健康診査事業 <u>妊婦健診に係る費用に対し支援を行う。</u>	市	
		安心出産支援事業 妊婦健診時のエコ一代及び健診・出産時における <u>交通費</u> に対し支援を行う。	市	
		不妊治療支援事業 <u>不妊治療に関する相談窓口を設置するとともに、治療費用に対する支援を行う。</u>	市	
	高齢者・障がい者福祉	高齢者見守りネットワーク事業 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、見守りサポーターによる見守り体制を整備する。	市	

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所等施設整備事業 <u>保育所の整備</u>	団体	
		認定こども園 認定こども園施設整備事業 <u>認定こども園の整備</u>	市 団体	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	地域子ども・子育て支援事業 昼間、就労等により子どもの保育ができない保護者等のため、安心して子育てができる環境整備を行う。 地域子育て支援拠点事業 延長保育促進事業 放課後児童健全育成事業ほか	団体	
		へき地保育所運営事業 へき地地域居住者の仕事と子育ての両立のため、児童の保育を実施する。	市	
		母子家庭等対策総合支援事業 ひとり親家庭の経済的自立を支援するため相談員を配置するとともに、教育訓練費等に対し支援を行う。	市	
		<u>こども家庭センター機能推進事業</u> <u>全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもに対し、虐待への予防的対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく母子保健・児童福祉機能が連携した一体的な相談・保健指導等を行う。</u>	市	
		妊婦健康診査事業 <u>妊婦健診、妊婦歯科健診、産婦健診に係る費用に対し支援を行う。</u>	市	
		安心出産支援事業 妊婦健診時のエコ一代及び健診・出産時における <u>交通費等</u> に対し支援を行う。	市	
		不妊治療支援事業 <u>不育症治療、生殖補助医療（先進医療含む）にかかる治療費用に対する支援を行う。</u>	市	

■変更前（現計画）

	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校児童数	2,471	1,930	1,523	1,450	1,433
小学校学級数	150	132	108	101	103
中学校生徒数	1,506	1,148	869	735	722
中学校学級数	57	51	49	41	40

■変更後

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
小学校児童数	1,433	1,409	1,369	1,315	1,272
小学校学級数	103	104	101	98	96
中学校生徒数	722	714	728	702	688
中学校学級数	40	41	41	39	40

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設	校舎	防災機能強化事業 屋根改修 <u>生月小学校、中野小学校、</u> <u>田平南小学校、田平東小学校、</u> <u>中野中学校</u> 外壁改修 <u>根獅子小学校、中野小学校、</u> <u>田平南小学校、田平東小学校</u> <u>度島小中学校、中野中学校</u> <u>大島中学校</u>	市
		長寿命化改良事業 屋根・外壁改修等 <u>田平北小学校</u>	市	
		屋内運動場	防災機能強化事業 屋根改修 <u>大島小学校、野子小学校</u> 外壁改修 <u>大島小学校</u>	市
			長寿命化改良事業 屋根・外壁改修等 <u>紐差小学校、度島小中学校、</u> <u>南部中学校、中部中学校、</u> <u>大島中学校、田平中学校</u>	市
		スクールバス・ボート	スクールバス等整備事業 学校統廃合等によるスクールバス・ 車庫等の整備	市
		(3)集会施設、体育施設等		市
		公民館	田平町中央公民館改修事業 <u>大ホールの天井・照明等の改修</u>	市
			田平町中央公民館駐車場用地購入事業 <u>駐車場用地の購入</u>	市
		集会施設	自治公民館整備事業 公民館の施設整備補助	市
		体育施設	南部市民屋内運動場整備事業 <u>南部市民屋内運動場の整備</u>	市
		(4)過疎地域持続的発展 特別事業		
		義務教育	スクールバス・ボート運行事業 学校統廃合による児童生徒の安全な 通学を確保するため、スクールバス・ ボートを運行する。	市

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
		校舎 防災機能強化事業 屋根改修 <u>平戸小学校</u>	市	
		長寿命化改良事業 屋根・外壁改修等 <u>中部中学校</u>	市	
		改築事業 <u>危険改築</u> <u>生月小学校、生月中学校</u>	市	
		特別教室空調設置事業 <u>特別教室空調設置</u> <u>平戸小学校、田助小学校、</u> <u>中野小学校、紐差小学校、</u> <u>津吉小学校、志々伎小学校、</u> <u>野子小学校、度島小学校、</u> <u>田平北小学校、田平南小学校、</u> <u>田平東小学校、大島小学校、</u> <u>平戸中学校、中野中学校、</u> <u>中部中学校、南部中学校、</u> <u>度島中学校、田平中学校、</u> <u>大島中学校</u>	市	
		屋内運動場 防災機能強化事業 屋根改修 <u>中野中学校</u>	市	
		長寿命化改良事業 屋根・外壁改修等 中部中学校	市	
		武道場 <u>防災機能強化事業</u> <u>天井・建具改修</u> <u>中部中学校</u>		
		屋外運動場 <u>屋外運動場整備事業</u> <u>グラウンド改修</u> <u>中部中学校、生月中学校</u>		
		スクールバス・ポート スクールバス等整備事業 学校統廃合等によるスクールバス・車庫等の整備	市	
	(3)集会施設、体育施設等			
		公民館 <u>公民館等改修事業</u> <u>施設本体の長寿命化</u> <u>施設設備等の更新</u>	市	
		集会施設 自治公民館整備事業 公民館の施設整備補助	市	
	体育施設	<u>体育施設改修事業</u> <u>施設本体の長寿命化</u> <u>施設設備等の更新</u>	市	

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	義務教育	<u>I C T 教育環境整備事業</u> <u>I C T 機器等を活用した教育を推進するため、デジタル教科書、授業支援ソフト等を整備する。</u>	市	
		学校図書館支援員配置事業 読書環境の充実・向上を図り、児童生徒の読書活動を推進するため、 <u>支援員</u> を配置する。	市	
		特別支援教育支援員配置事業 心身に障がいを持ち、個別に教育的支援を必要とする <u>児童生徒</u> に対し、 <u>支援員</u> を配置する。	市	
		外国語指導助手招致事業 生きた英語指導と豊富な教授法を持つ外国語指導助手を招致し、小中学校における英語教育の充実を図る。	市	
		イングリッシュタウン事業 英語に焦点化した教育環境を推進するため、暗唱大会やイングリッシュキャンプの開催、英語検定料の助成を行う。	市	
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業 <u>市民の生涯学習を推進するため、出前講座や生涯学習講演会を開催する。</u>	市	
		スポーツ推進事業 スポーツ団体との連携を強化し、指導者を育成するとともに、各種スポーツ大会を開催し、市民の健康増進を図る。	市	
		図書購入事業 利用者のニーズにあった図書をはじめとする様々な資料等を購入し、住民へのサービス向上を図る。	市	

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
		義務教育 スクールバス・ボート運行事業 学校統廃合による児童生徒の安全な通学を確保するため、スクールバス・ボートを運行する。	市	
		義務教育 <u>ＩＣＴ教育推進事業</u> <u>1人1台端末、高速通信ネットワークなどを活用し、個別最適な学びと協働的な学びの充実による授業改善を図る。</u>	市	
		学校図書館支援員配置事業 読書環境の充実・向上を図り、児童生徒の読書活動を推進するため、 <u>学校図書館支援員</u> を配置する。	市	
		特別支援教育支援員配置事業 心身に障がいを持ち、個別に教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援を行うため、 <u>特別支援教育支援員を配置する。</u> <u>乳幼児から義務教育課程までの一貫した切れ目のない就学支援体制を支援するため、就学指導コーディネータを配置する。</u>	市	
		外国語指導助手招致事業 生きた英語指導と豊富な教授法を持つ外国語指導助手を招致し、小中学校における英語教育の充実を図る。	市	
		イングリッシュ・タウン事業 英語に焦点化した教育環境を推進するため、暗唱大会やイングリッシュキャンプの開催、英語検定料の助成を行う。	市	
		生涯学習・スポーツ 生涯学習推進事業 市民の生涯学習を推進するため、 <u>公民館講座や出前講座、ひらど市民大学、市民生涯学習講演会などを開催する。</u>	市	
		スポーツ推進事業 スポーツ団体との連携を強化し、指導者を育成するとともに、各種スポーツ大会を開催し、市民の健康増進を図る。	市	
		図書購入事業 利用者のニーズにあった図書をはじめとする様々な資料等を購入し、住民へのサービス向上を図る。	市	

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集 落 の 整 備	集落整備	コミュニティ推進事業 地域住民の交流促進、福祉や生活環境の向上など地域課題の解決に主体的に取り組むコミュニティ組織に対し支援を行う。	団体	
		協働によるまちづくり推進事業 地域住民、NPOなどが創意工夫により、地域課題を解決する取組みに対し支援を行う。		

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集 落 の 整 備	集落整備	コミュニティ推進事業 地域住民の交流促進、福祉や生活環境の向上など地域課題の解決に主体的に取り組むコミュニティ組織に対し支援を行う。	団体	
		協働によるまちづくり推進事業 地域住民、NPOなどが創意工夫により、地域課題を解決する取組みに対し支援を行う。		

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
		義務教育 スクールバス・ボート運行事業 学校統廃合による児童生徒の安全な通学を確保するため、スクールバス・ボートを運行する。	市	
		義務教育 I C T 教育推進事業 <u>1人1台端末、高速通信ネットワークなどを活用し、個別最適な学びと協働的な学びの充実による授業改善を図る。</u>	市	
		学校図書館支援員配置事業 読書環境の充実・向上を図り、児童生徒の読書活動を推進するため、 <u>学校図書館支援員</u> を配置する。	市	
		特別支援教育支援員配置事業 心身に障がいを持ち、個別に教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援を行うため、 <u>特別支援教育支援員を配置する。</u> <u>乳幼児から義務教育課程までの貫切れた切れ目のない就学支援体制を支援するため、就学指導コーディネータを配置する。</u>	市	
		外国語指導助手招致事業 生きた英語指導と豊富な教授法を持つ外国語指導助手を招致し、小中学校における英語教育の充実を図る。	市	
		イギリッシュ・タウン事業 英語に焦点化した教育環境を推進するため、暗唱大会やイギリッシュキャンプの開催、英語検定料の助成を行う。	市	
		生涯学習・スポーツ 生涯学習推進事業 市民の生涯学習を推進するため、 <u>公民館講座や出前講座、ひらど市民大学、市民生涯学習講演会などを開催する。</u>	市	
		スポーツ推進事業 スポーツ団体との連携を強化し、指導者を育成するとともに、各種スポーツ大会を開催し、市民の健康増進を図る。	市	
		図書購入事業 利用者のニーズにあった図書をはじめとする様々な資料等を購入し、住民へのサービス向上を図る。	市	

■変更前（現計画）

区分	有形文化財			民俗文化財			記念物			伝統的建造物群	文化的景観	計	登録文化財	埋蔵文化財
	建造物	その他美術工芸品	小計	有形	無形	小計	史跡	名勝	天然記念物					
国指定・選定	2	3	5	0	2	2	1	1	3	5	1	1	14	
県指定	4	31	35	2	4	6	10	0	11	21	0	0	62	
市指定	1	25	26	19	13	32	29	0	13	42	0	0	100	
計	7	59	66	21	19	40	40	1	27	68	1	1	176	30 329

■変更後

区分	有形文化財			民俗文化財			記念物			伝統的建造物群	文化的景観	計	登録文化財	埋蔵文化財
	建造物	その他美術工芸品	小計	有形	無形	小計	史跡	名勝	天然記念物					
国指定・選定	2	3	5	1	2	3	1	1	3	5	1	1	15	
県指定	5	32	37	2	4	6	10	0	11	21	0	0	64	
市指定	1	25	26	19	13	32	29	0	13	42	0	0	100	
計	8	60	68	22	19	41	40	1	27	68	1	1	179	30 329

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	<u>太陽光発電システム設置促進事業</u> <u>住宅用太陽光発電設備の設置補助</u>	個人	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	<u>地域脱炭素ロードマップ策定事業</u> <u>再生可能エネルギーを活用した事業を推進するための調査、それに基づく戦略の策定を行う。</u>	市	
	(3)その他	<u>C O 2 排出ゼロ都市推進事業</u> <u>地球温暖化対策実行計画及びC O 2 排出ゼロ都市実行計画に基づくC O 2 削減のための取組みを推進する。</u>	市 団体 個人	

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	<u>地産地消再エネ設備導入促進事業</u> <u>木質バイオマス利用促進施設整備に対し補助を行う。</u>	市 団体	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	<u>公共施設太陽光発電設備導入事業</u> <u>公共施設等への太陽光発電設備導入に向けた調査を行う。</u>	市	
	(3)その他	<u>ゼロカーボンシティ推進事業</u> <u>地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に基づく温室効果ガス排出量削減のための取組みを推進する。</u>	市 団体 個人	

■変更前（現計画）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住定住環境整備事業 人口減少の抑制を図るため、本市に移住・定住しようとする者を対象に支援を行う。また、空き家バンク運営、お試し住宅の活用を促し、移住につなげる。	市	住宅取得支援や移住費用の支援等を行うことにより移住・定住の促進を図り、人口減少対策に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		定住促進対策事業 長崎県及び西九州させぼ広域都市圏と連携し、相談会や情報発信など広く活動を行うことで、移住者の増加を図る。	市	U I ターン者に対する移住・定住の促進を図り、人口減少対策に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
	人材育成	地域おこし協力隊導入事業 地域行事等の支援やまちづくり活動、市が特化して取り組む事業など、外部人材の登用を行い地域活性化を図る。	市	地域外の人材を誘致・活用し、地域活性化を図り、人口減少対策に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		地域活性化企業人活用事業 本市の観光を担う平戸観光協会に対し、観光マネジメント等に長けた人材を民間企業から派遣を行い、組織の強化を図る。	市	地域を担う人材の育成に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		ふるさと教育プログラム実施事業 市内高校において、平戸市長による講話及び地域学習の支援を行い、生徒に対する「ふるさと平戸」の理解促進と郷土愛の醸成につなげる。	市	地域を担う人材の育成及び市内定着を図り、人口減少対策に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	中山間地域等直接支払交付金事業 中山間地域における耕作放棄地の防止と多面的機能の増進を図る取組みに対し支援を行う。	団体	耕作放棄地の増加を防止し、中山間地域が有する多面的機能の増進に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	多面的機能支払交付金事業 農業者や地域住民等の多様な主体の参画を得て行う農地の適切な保全管理、地域共同活動に対し支援を行う。	団体	農用地、水路及び農道などの施設の保全を図り、農業・農村が有する多面的機能の維持に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		農地中間管理事業 農地の有効活用の継続や農業経営の効率化を進める担い手へ農地の集積・集約化を行う。	市	農用の活用を図り、農業・農村が有する多面的機能の維持に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		平戸式もうかる農業実現支援事業 担い手の確保育成、園芸振興、肉用牛振興を3つの柱として、就農前の研修期間及び就農後の農業経営の安定、新規園芸品目の产地化、園芸用ハウス及び牛舎等の施設整備、繁殖雌牛や肥育素牛の導入に対する支援を行い、他産業並みの農業所得が得られる取組みを行う。	団体個人	農業の安定的な経営を推進し、後継者の確保を図り、農業の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		有害鳥獣被害防止対策事業 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、市内猟友会へ有害鳥獣の捕獲を委託し、農作物被害の防止対策を実施する。	市団体	農作物被害の防止対策は、農業の安定的な経営の推進に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		家畜導入事業 平戸牛のブランド化を推進するために優良牛を繁殖し、より付加価値の高い子牛を生産するために生産者が農協を通して子牛を導入する際の貸付に対し支援を行う。	団体	畜産業の安定的経営の推進及び後継者の確保を図り、畜産業の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		森林経営管理事業 森林所有者の経営管理に対する意向調査を実施し、計画的な森林管理につなげる。	市	未整備森林の解消に資する取組みで、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		木質バイオマスエネルギー導入事業 木質バイオマスエネルギーの活用について、実証施設の検証を基に、検討を行う。	市	地域資源を活用した木質バイオマスエネルギーを推進することは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	水産多面的機能発揮対策事業 水産業・漁村地域の活性化促進を目的に藻場の保全、種苗放流、国境監視、漂流・漂着ゴミの処理等を漁業者や地域住民が行う活動に対して支援する。	団体	藻場の保全活動に取り組むことにより、水産資源が有する多面的機能の維持に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		地域水産資源環境調査事業 栽培漁業や資源管理型漁業を推進するため、地域重要資源と位置付けた魚種の種苗放流や漁場環境の調査を行う。	市	漁場の生産環境改善を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		水産物流通改善対策事業 生産者に対し、専門家の指導や流通関係者との意見・情報交換の場を提供し、流通における意識改革につなげる。	市	水産物の流通実態や課題等を明らかにし、対策を行うことは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		漁業と漁村を支える人づくり事業 漁業後継者確保のための生活支援、漁業技術力向上のための研修に対する支援を行う。	個人	後継者の確保及び人材育成を図り、水産業の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
	商工業・6次産業化	平戸ブランド戦略的プロモーション推進事業 地域資源のブランド化を推進するため、 <u>平戸地域資源ブランド化推進協議会</u> を中心として、プロモーションの展開や販路拡大のための販売促進活動を行う。	市	平戸産品の商品力向上及び販売体制の確立を図り、物産振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		首都圏アンテナショップ運営事業 地域商社の運営を通じて、民間が主体となった平戸産品のプロモーションや販路拡大に取り組む。	市	年間を通して食による地域魅力を、民間主体により発信する取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		創業支援対策事業 市内で新たな創業を行う者に対して、創業計画の作成等に対する指導や助言体制の構築及び初期投資に対する支援を行う。	市	創業を行う者に対して支援を行うことは、地域経済の活性化に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	商工業・6次産業化	6次産業化推進事業 市内で生産される地場産品を活かして加工される新商品の開発に必要となる経費に対し支援を行う。	団体個人	付加価値の高い新商品開発などによる生産者の所得向上及び雇用確保は、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		地場企業就職促進事業 市内若年層の地元企業への就職につなげるため、企業ガイドブックの作成、合同企業面談会や企業見学バスツアーを開催する。	市	地元就職促進による若年層の市外流出抑制に寄与する取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
	観光	平戸版DMO推進事業 本市の観光施策を推進するため、DMOに正式登録された平戸観光協会に対し支援を行う。	団体	DMOによるデータ分析等に基づいた事業戦略を支援することは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		平戸城誘客対策プロモーション事業 <u>平戸城のリニューアル、城泊施設である平戸城懐柔櫓を核とした観光誘客対策を実施する。</u>	市	積極的な情報発信による観光客増加を図る取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		市内周遊定期観光バス運行事業 <u>市内観光地を周遊する定期観光バスの運行により、2次交通アクセスの改善を図る。</u>	市	交通アクセスの改善を図り、周遊観光に資する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		アドベンチャーツーリズム事業 <u>西九州新幹線開業に合わせ、体験型観光コンテンツの造成や受け入環境整備を行う。</u>	市	観光資源を活かした本市独自のコンテンツを整備し、誘客対策を行うことは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。
	企業誘致	企業立地奨励事業 本市の観光振興と雇用機会の拡大のため、新たな工場等を立地する企業に対して、施設整備等の奨励金による支援を行う。	団体	企業立地による産業振興及び雇用機会拡大を図る取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
		児童福祉 地域子ども・子育て支援事業 <p style="margin-left: 2em;">昼間、就労等により子どもの保育ができない保護者等のため、安心して子育てができる環境整備を行う。</p> <p style="margin-left: 2em;">地域子育て支援拠点事業 延長保育促進事業 放課後児童健全育成事業ほか</p>	団体	子育て環境整備を促進し、安心して子育てができる環境を整備する取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		へき地保育所運営事業 <p style="margin-left: 2em;">へき地地域居住者の仕事と子育ての両立のため、児童の保育を実施する。</p>	市	へき地地区における児童保育を実施することにより、家庭における仕事と子育ての両立支援を図り、子育て環境の確保に資する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		母子家庭等対策総合支援事業 <p style="margin-left: 2em;">ひとり親家庭の経済的自立を支援するため相談員を配置とともに、教育訓練費等に対し支援を行う。</p>	市	ひとり親家庭における仕事と子育ての両立支援を図り、子育て環境の確保に資する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		子育て世代包括支援事業 <p style="margin-left: 2em;"><u>子育てに不安のある保護者に対し、妊娠出産から子育て期にわたり切れ目なく相談・保健指導等を行う。</u></p>	市	子育て環境の整備及び確保を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		妊婦健康診査事業 <p style="margin-left: 2em;"><u>妊婦健診に係る費用に対し支援を行う。</u></p>	市	妊婦一般健康診査に係る経済的負担の軽減を図り、安心安全な出産を支援することは、子育て環境の確保に資する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		安心出産支援事業 <p style="margin-left: 2em;">妊婦健診時のエコー代及び健診・出産時における<u>交通費</u>に対し支援を行う。</p>	市	出産に係る経済的負担の軽減を図り、妊婦の心身の安定に寄与することは、子育て環境の確保に資する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		不妊治療支援事業 <p style="margin-left: 2em;"><u>不妊治療に関する相談窓口を設置するとともに、治療費用に対する支援を行う。</u></p>	市	子どもを産み育てやすい環境の充実は、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
		その他 在宅当番医制整備事業 休日などの初期救急医療対策として、在宅当番医制を設けることで、地域住民が安心して生活できる環境を整える。	市	休日及び年末年始における救急患者受入れ体制を整えることは、市民生活の安全・安心を守る取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
		義務教育 スクールバス・ボート運行事業 学校統廃合による児童生徒の安全な通学を確保するため、スクールバス・ボートを運行する。	市	児童生徒の通学環境の整備を図る取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		I C T 教育環境整備事業 <u>I C T 機器等を活用した教育を推進するため、デジタル教科書、授業支援ソフト等を整備する。</u>	市	児童生徒の教育環境の整備を図る取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		学校図書館支援員配置事業 読書環境の充実・向上を図り、児童生徒の読書活動を推進するため、 <u>支援員</u> を配置する。	市	児童生徒の読書活動を推進し、心の教育の充実・学力向上を図り、地域を担う人材の育成に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		特別支援教育支援員配置事業 <u>心身に障がいを持ち、個別に教育的支援を必要とする児童生徒に対し、支援員を配置する。</u>	市	児童生徒の教育格差の是正及び保護者の教育費等の負担軽減を図り、教育環境の整備を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	義務教育	外国語指導助手招致事業 生きた英語指導と豊富な教授法を持つ外国語指導助手を招致し、小中学校における英語教育の充実を図る。	市	児童生徒が生きた英語に慣れ親しみながら、英語力向上を図ることは、児童生徒の教育格差を是正し、教育環境の整備を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		イングリッシュタウン事業 英語に焦点化した教育環境を推進するため、暗唱大会やイングリッシュキャンプの開催、英語検定料の助成を行う。		英語力向上を図ることは、児童生徒の教育格差を是正し、教育環境の整備を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業 市民の生涯学習を推進するため、 <u>出前講座や生涯学習講演会を開催する。</u>	市	市民の生涯学習を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		スポーツ推進事業 スポーツ団体との連携を強化し、指導者を育成するとともに、各種スポーツ大会を開催し、市民の健康増進を図る。		市民スポーツを推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		図書購入事業 利用者のニーズにあった図書をはじめとする様々な資料等を購入し、住民へのサービス向上を図る。		図書館資料の充実を図り、市民の生涯学習を推進することから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備		市	
		嘱託員設置事業 各行政区に嘱託員を設置し、行政に関する情報等を集落の細部まで発信するとともに、円滑な行政運営及び集落機能の低下の防止に努める。		行政と市民のパイプ役として嘱託員を設置し、行政情報の伝達や地域課題の情報収集を行うことで、集落機能の向上を図り、地域活性化に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	集落整備	コミュニティ推進事業 地域住民の交流促進、福祉や生活環境の向上など地域課題の解決に主体的に取り組むコミュニティ組織に対し支援を行う。	団体	地域住民が一体となって地域課題の解決に取り組み、住民自治を推進することは、集落機能の向上を図り、地域活性化に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		協働によるまちづくり推進事業 地域住民、NPOなどが創意工夫により、地域課題を解決する取組みに対し支援を行う。	団体	地域課題の解決に取り組む団体の育成・強化や住民が主体となったまちづくりを推進することは、集落機能の向上を図り、地域活性化に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
		地域文化振興 世界遺産保全活用事業 世界遺産関連遺産の保全や普及啓発を行うとともに、世界遺産委員会への対応を行う。	市県	世界文化遺産の保全と活用を図ることは、地域文化の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		文化振興事業 文化芸術に対する关心や理解を深め豊かな人間性を養うため、文化まつりやコンサート等を開催するとともに、文化活動に対する支援を行う。	市	芸術鑑賞及び文化活動への参加の機会を提供することは、地域文化の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		国際交流員招致事業 中国・オランダの国際交流員を招致し、市民の異文化に対する関心を高め、国際理解の推進を図る。	市	国際交流を推進し、地域文化の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		国際交流事業 友好都市・姉妹都市等の締結を結ぶ中国・台湾・オランダの都市との国際交流を推進するとともに、市民団体が行う国際交流活動に対し支援を行う。	市	国際交流を推進し、地域文化の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		平戸学推進事業 自然・歴史・民俗など平戸特有の文化について、市民が学習する場の提供や平戸紀要の発行等を行う。	市	市民の郷土愛を育むことは、地域文化の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 利再用生の可推能進エネルギーの	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<u>地域脱炭素ロードマップ策定事業</u> <u>再生可能エネルギーを活用した事業を推進するための調査、それに基づく戦略の策定を行う。</u>	市	再生可能エネルギー利用を推進し、循環型社会の形成を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

■変更後

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住定住環境整備事業 人口減少の抑制を図るため、本市に移住・定住しようとする者を対象に支援を行う。	市	住宅取得支援や移住費用の支援等を行うことにより移住・定住の促進を図り、人口減少対策に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		定住促進対策事業 長崎県及び西九州させぼ広域都市圏と連携し、相談会や情報発信など広く活動を行うことで、移住者の増加を図る。 <u>また、空き家バンク運営、お試し住宅の活用を促進するなど、移住につなげる。</u>	市	U I ターン者に対する移住・定住の促進を図り、人口減少対策に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
	人材育成	地域おこし協力隊 <u>活用</u> 事業 地域行事等の支援やまちづくり活動、市が特化して取り組む事業など、外部人材の登用を行い地域活性化を図る。	市	地域外の人材を誘致・活用し、地域活性化を図り、人口減少対策に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		地域活性化 <u>起業人</u> 活用事業 本市の観光を担う平戸観光協会に対し、観光マネジメント等に長けた人材を民間企業から派遣を行い、組織の強化を図る。 <u>さらに、副業型の人材を採用し、企業誘致の強化を図る。</u>	市	地域を担う人材の育成に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		ふるさと教育プログラム実施事業 市内高校において、平戸市長による講話及び地域学習の支援を行い、生徒に対する「ふるさと平戸」の理解促進と郷土愛の醸成につなげる。	市	地域を担う人材の育成及び市内定着を図り、人口減少対策に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	中山間地域等直接支払交付金事業 中山間地域における耕作放棄地の防止と多面的機能の増進を図る取組みに対し支援を行う。	団体	耕作放棄地の増加を防止し、中山間地域が有する多面的機能の増進に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	多面的機能支払交付金事業 農業者や地域住民等の多様な主体の参画を得て行う農地の適切な保全管理、地域共同活動に対し支援を行う。	団体	農用地、水路及び農道などの施設の保全を図り、農業・農村が有する多面的機能の維持に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		農地中間管理事業 農地の有効活用の継続や農業経営の効率化を進める担い手へ農地の集積・集約化を行う。	市	農用の活用を図り、農業・農村が有する多面的機能の維持に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		平戸式もうかる農業実現支援事業 担い手の確保育成、園芸振興、肉用牛振興を3つの柱として、就農前の研修期間及び就農後の農業経営の安定、新規園芸品目の産地化、園芸用ハウス及び牛舎等の施設整備、繁殖雌牛や肥育素牛の導入に対する支援を行い、他産業並みの農業所得が得られる取組みを行う。	団体 個人	農業の安定的な経営を推進し、後継者の確保を図り、農業の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		有害鳥獣被害防止対策事業 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、市内獵友会へ有害鳥獣の捕獲を委託し、農作物被害の防止対策を実施する。	市 団体	農作物被害の防止対策は、農業の安定的な経営の推進に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		家畜導入事業 平戸牛のブランド化を推進するために優良牛を繁殖し、より付加価値の高い子牛を生産するために生産者が農協を通して子牛を導入する際の貸付に対し支援を行う。	団体	畜産業の安定的経営の推進及び後継者の確保を図り、畜産業の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		森林経営管理事業 森林所有者の経営管理に対する意向調査を実施し、計画的な森林管理につなげる。	市	未整備森林の解消に資する取組みで、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		木質バイオマスエネルギー導入事業 木質バイオマスエネルギーの活用について、実証施設の検証を基に、検討を行う。	市	地域資源を活用した <u>木質バイオマスエネルギー導入</u> を推進することは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	<p>水産多面的機能発揮対策事業</p> <p>水産業・漁村地域の活性化促進を目的に藻場の保全、種苗放流、国境監視、漂流・漂着ゴミの処理等を漁業者や地域住民が行う活動に対して支援する。</p>	団体	<p>藻場の保全活動に取り組むことにより、水産資源が有する多面的機能の維持に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
	地域水産資源環境調査事業	<p>栽培漁業や資源管理型漁業を推進するため、地域重要資源と位置付けた魚種の種苗放流や漁場環境の調査を行う。</p>	市	<p>漁場の生産環境改善を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
	水産物流通改善対策事業	<p>生産者に対し、専門家の指導や流通関係者との意見・情報交換の場を提供し、流通における意識改革につなげる。</p>	市	<p>水産物の流通実態や課題等を明らかにし、対策を行うことは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
	漁業と漁村を支える人づくり事業	<p>漁業後継者確保のための生活支援、漁業技術力向上のための研修に対する支援を行う。</p>	個人	<p>後継者の確保及び人材育成を図り、水産業の振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
商工業・6次産業化	平戸ブランド戦略的プロモーション推進事業	<p>地域資源のブランド化を推進するため、<u>平戸市地域商社協議会</u>を中心として、プロモーションの展開や販路拡大のための販売促進活動を行う。</p>	市	<p>平戸産品の商品力向上及び販売体制の確立を図り、物産振興に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
	首都圏アンテナショップ運営事業	<p>地域商社の運営を通じて、民間が主体となった平戸産品のプロモーションや販路拡大に取り組む。</p>	市	<p>年間を通して食による地域魅力を、民間主体により発信する取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
	創業支援対策事業	<p>市内で新たな創業を行う者に対して、創業計画の作成等に対する指導や助言体制の構築及び初期投資に対する支援を行う。</p>	市	<p>創業を行う者に対して支援を行うことは、地域経済の活性化に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。</p>

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	商工業・6次産業化	6次産業化推進事業 市内で生産される地場産品を活かして加工される新商品の開発に必要となる経費に対し支援を行う。	団体個人	付加価値の高い新商品開発などによる生産者の所得向上及び雇用確保は、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		地場企業就職促進事業 市内若年層の地元企業への就職につなげるため、 <u>企業ガイドWEBサイトの更新等</u> 、合同企業面談会や企業見学バスツアーを開催する。	市	地元就職促進による若年層の市外流出抑制に寄与する取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
	観光	平戸版DMO推進事業 本市の観光施策を推進するため、DMOに正式登録された平戸観光協会に対し支援を行う。	団体	DMOによるデータ分析等に基づいた事業戦略を支援することは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		アドベンチャーリズム事業 <u>選ばれる観光地の実現に向けて、本市の特色ある観光資源を活用した旅行プランの造成に取り組み、新たな観光誘客を推進する。</u>	団体	観光資源を活かした本市独自のコンテンツを整備し、誘客対策を行うことは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		インバウンド向け旅行商品化促進事業 <u>インバウンド誘客に向けた旅行商品の造成やプロモーションを行い、新たな観光誘客に取り組む。</u>	市 団体	<u>観光資源を活かした本市独自のコンテンツを整備し、誘客対策を行うことは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。</u>
	ナイトミュージアム事業	<u>平戸城下まちエリアや教会群を中心市内に点在する歴史史跡等をライトアップし、夜間周遊観光の充実を図り、新たな観光誘客を推進する。</u>	市 団体	<u>観光資源を活かした本市独自のコンテンツを整備し、誘客対策を行うことは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。</u>
		<u>西九州自動車道平戸IC開通誘客事業 令和7年度に西九州自動車道松浦佐々道路（松浦IC～平戸IC）の開通を見据え、交通利便性の向上を活かした新たな観光誘客の推進に取り組む。</u>	市	<u>交通利便性の向上を活かした本市独自のコンテンツを整備し、誘客対策を行うことは、地域の持続的発展に資する取組みであり、その効果は将来に及ぶ。</u>
	企業誘致	企業立地奨励事業 本市の <u>産業振興</u> と雇用機会の拡大のため、新たな工場等を立地する企業に対して、施設整備等の奨励金による支援を行う。	団体	企業立地による産業振興及び雇用機会拡大を図る取組みは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉	団体	<p>地域子ども・子育て支援事業</p> <p>昼間、就労等により子どもの保育ができない保護者等のため、安心して子育てができる環境整備を行う。</p> <p>地域子育て支援拠点事業 延長保育促進事業 放課後児童健全育成事業ほか</p>
		へき地保育所運営事業	市	<p>へき地地域居住者の仕事と子育ての両立のため、児童の保育を実施する。</p>
		母子家庭等対策総合支援事業	市	<p>ひとり親家庭の経済的自立を支援するため相談員を配置するとともに、教育訓練費等に対し支援を行う。</p>
		<u>こども家庭センター機能推進事業</u>	市	<p><u>全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもに対し、虐待への予防的対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく母子保健・児童福祉機能が連携した一体的な相談・</u></p>
		妊婦健康診査事業	市	<p><u>妊婦健診、妊婦歯科健診、産婦健診に係る費用に対し支援を行う。</u></p>
		安心出産支援事業	市	<p>妊婦健診時のエコー代及び健診・出産時における<u>交通費等</u>に対し支援を行う。</p>
		不妊治療支援事業	市	<p><u>不育症治療、生殖補助医療（先進医療含む）にかかる治療費用に対する支援を行う。</u></p>

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
		その他 在宅当番医制整備事業 休日などの初期救急医療対策として、在宅当番医制を設けることで、地域住民が安心して生活できる環境を整える。	市	休日及び年末年始における救急患者受入れ体制を整えることは、市民生活の安全・安心を守る取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
		義務教育 スクールバス・ボート運行事業 学校統廃合による児童生徒の安全な通学を確保するため、スクールバス・ボートを運行する。	市	児童生徒の通学環境の整備を図る取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		<u>ＩＣＴ教育推進事業</u> <u>1人1台端末、高速通信ネットワークなどを活用し、個別最適な学びと協働的な学びの充実による授業改善を図る。</u>	市	児童生徒の教育環境の整備を図る取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		学校図書館支援員配置事業 読書環境の充実・向上を図り、児童生徒の読書活動を推進するため、 <u>学校図書館支援員</u> を配置する。	市	児童生徒の読書活動を推進し、心の教育の充実・学力向上を図り、地域を担う人材の育成に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		特別支援教育支援員配置事業 心身に障がいを持ち、個別に教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援を行うため、 <u>特別支援教育支援員を配置する。</u> <u>乳幼児から義務教育課程までの一貫した切れ目のない就学支援体制を支援するため、就学指導コーディネータを配置する。</u>	市	児童生徒の教育格差の是正及び保護者の教育費等の負担軽減を図り、教育環境の整備を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	義務教育	外国語指導助手招致事業 生きた英語指導と豊富な教授法を持つ外国語指導助手を招致し、小中学校における英語教育の充実を図る。	市	児童生徒が生きた英語に慣れ親しみながら、英語力向上を図ることは、児童生徒の教育格差を是正し、教育環境の整備を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		イングリッシュ・タウン事業 英語に焦点化した教育環境を推進するため、暗唱大会やイングリッシュキャンプの開催、英語検定料の助成を行う。	市	英語力向上を図ることは、児童生徒の教育格差を是正し、教育環境の整備を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業 市民の生涯学習を推進するため、 <u>公民館講座や出前講座、ひらど市民大学、市民生涯学習講演会などを開催する。</u>	市	市民の生涯学習を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		スポーツ推進事業 スポーツ団体との連携を強化し、指導者を育成するとともに、各種スポーツ大会を開催し、市民の健康増進を図る。	市	市民スポーツを推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		図書購入事業 利用者のニーズにあった図書をはじめとする様々な資料等を購入し、住民へのサービス向上を図る。	市	図書館資料の充実を図り、市民の生涯学習を推進する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
		集落整備 嘱託員設置事業 各行政区に嘱託員を設置し、行政に関する情報等を集落の細部まで発信するとともに、円滑な行政運営及び集落機能の低下の防止に努める。	市	行政と市民のパイプ役として嘱託員を設置し、行政情報の伝達や地域課題の情報収集を行うことで、集落機能の向上を図り、地域活性化に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	集落整備	コミュニティ推進事業 地域住民の交流促進、福祉や生活環境の向上など地域課題の解決に主体的に取り組むコミュニティ組織に対し支援を行う。	団体	地域住民が一体となって地域課題の解決に取り組み、住民自治を推進することは、集落機能の向上を図り、地域活性化に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		協働によるまちづくり推進事業 地域住民、NPOなどが創意工夫により、地域課題を解決する取組みに対し支援を行う。		地域課題の解決に取り組む団体の育成・強化や住民が主体となったまちづくりを推進することは、集落機能の向上を図り、地域活性化に寄与する取組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	世界遺産保全活用事業 世界遺産関連遺産の保全や普及啓発を行うとともに、世界遺産委員会への対応を行う。	市県	世界文化遺産の保全と活用を図ることは、地域文化の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		文化振興事業 文化芸術に対する关心や理解を深め豊かな人間性を養うため、文化まつりやコンサート等を開催するとともに、文化活動に対する支援を行う。	市	芸術鑑賞及び文化活動への参加の機会を提供することは、地域文化の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		国際交流員招致事業 中国・オランダの国際交流員を招致し、市民の異文化に対する関心を高め、国際理解の推進を図る。	市	国際交流を推進し、地域文化の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		国際交流事業 友好都市・姉妹都市等の締結を結ぶ中国・台湾・オランダの都市との国際交流を推進するとともに、市民団体が行う国際交流活動に対し支援を行う。	市	国際交流を推進し、地域文化の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		平戸学推進事業 自然・歴史・民俗などの文化について、市民が学習する場の提供や平戸紀要の発行等を行う。	市	市民の郷土愛を育むことは、地域文化の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 利再用生の可推能進エネ ルギーの	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<u>公共施設太陽光発電設備導入事業</u> <u>公共施設等への太陽光発電設備導入に向けた調査を行う。</u>	市	再生可能エネルギー利用を推進し、循環型社会の形成を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。